

平成24年第2回北信広域連合議会定例会会議録（第1号）

北信広域連合告示 第2号

平成24年10月23日（火） 中野市豊田支所大会議室に開く。

平成24年10月23日（火） 午前10時開議

○ 議事日程（第1号）

- 1 開 会
- 2 仮議席の指定
- 3 議席の指定
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期等の決定
- 6 副議長の選挙について
- 7 議案第 1号 平成24年度北信広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 8 議案第 2号 平成24年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第 3号 平成24年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第 4号 平成24年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算（第1号）
- 11 議案第 5号 平成24年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第 6号 平成24年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第 7号 平成24年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第 8号 平成24年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計補正予算（第1号）

- 15 議案第 9号 平成24年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算(第1号)
- 16 議案第10号 平成23年度北信広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 17 議案第11号 平成23年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 18 議案第12号 平成23年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 19 議案第13号 平成23年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 20 議案第14号 平成23年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 21 議案第15号 平成23年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 22 議案第16号 平成23年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 23 議案第17号 平成23年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 24 議案第18号 平成23年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定について

○ 本日の会議に付した事件 …… 議事日程に同じ

○ 出席議員 次のとおり(22名)

1番 湯本 實 議員	13番 橋田 君子 議員
2番 荻原 勉 議員	14番 清水 照子 議員
3番 山本 良一 議員	15番 湯本市 蔵 議員
4番 渋川 芳三 議員	16番 高木 尚史 議員
5番 深尾 智計 議員	17番 青木 豊一 議員
6番 竹井 政志 議員	18番 赤津 安正 議員
8番 石澤 正 議員	19番 久保田 三代 議員

9番 水野晴光 議員	20番 尾澤正功 議員
10番 湯本隆英 議員	21番 小淵茂昭 議員
11番 町田博文 議員	22番 竹内卯太郎 議員
12番 水野英夫 議員	23番 久保田幸治 議員

○ 欠席議員 次のとおり

なし

○ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

事務局長	海野昇正	主 事	阿部昌幸
事務局次長補佐兼総務係長	竹前辰彦	主 査	松永佳子
保険福祉係長	秋元清		

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

広域連合長	小田切治世	幹 事	徳竹信治
副広域連合長	足立正則	幹 事	小林広明
副広域連合長	竹節義孝	幹 事	小林誠
副広域連合長	芳川修二	幹 事	桑原全利
副広域連合長	富井俊雄	事務局次長	中原美恵子
副広域連合長	島田茂樹	望岳荘施設長	山崎栄喜
監査委員	上野忠次	高社寮施設長	郷道隆志
副管理者	高嶋俊郎	千曲荘施設長	松木隆一
会計管理者	小古井義治	いで湯の里施設長	小坂保夫
幹 事	田中重雄	菜の花苑施設長	宮澤正樹
幹 事	村山芳広	ふるさと苑施設長	上野豊吉

(開 議) (午前10時00分)

(開会に先立ち、海野事務局長が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

1 開 会

議長（久保田幸治君） ただいま報告のとおり、出席議員が定足数に達しておりますから、本
議会は成立いたしました。

これより平成24年第2回北信広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程第1号のとおりでありますから、
ご了承願います。

議長（久保田幸治君） この際、日程に入る前に報告事項を申し上げます。

平成24年5月8日付で中野市議会議員選出の沢田一男議員、小泉俊一議員から辞職願が
提出され、地方自治法第126条の規定に基づきそれぞれ辞職を許可いたしましたので報告
いたします。

議員の辞職に伴う交代で、新たに2名の議員が、北信広域連合議会議員に選出された
ので報告いたします。また、山岸國廣議員については病氣療養のため、2月21日付で副議
長職の辞職願が提出され、議長においてこれを許可したことを報告いたします。また、9月
21日に中野市議会議員を辞職されました。これにより、中野市議会より新たに、佐藤恒夫
議員が広域連合議会議員に選出されましたが、10月9日付で中野市議会議員を辞職され、
こちらも地方自治法第126条の規定に基づき、辞職を許可いたしましたので報告いたしま
す。

なお、ここで新しく広域連合議会議員に選出された議員のご紹介をいたします。中野市議
会から深尾智計議員、清水照子議員であります。以上でございます。

2 仮議席の指定

議長（久保田幸治君） 日程第2、この際、議事の進行上、新しく議員になられました方々
について、仮議席を指定し、あわせて議席の整理をいたします。

仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。なお、議席番号第7番については議員
の辞職により欠員が生じておりますので、空席といたします。

議長（久保田幸治君） ここで、広域連合長からあいさつがあります。

小田切広域連合長。

（広域連合長 小田切治世君 登壇）

広域連合長（小田切治世君） 本日ここに、平成24年第2回北信広域連合議会定例会を招集

いたしましたところ、ご出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

過日、台風17号が発生し9月30日にはこの北信地域へ最接近いたしました。幸い当連合管内では甚大な被害はなかったと聞いております。また、いまだに震災、原発事故の影響が各方面に波及しており、一日も早い被災地の復旧・復興を願うものであります。

当地域の喫緊の課題でありました、特別養護老人ホームの入所待機者の解消につきましては、昨年3月に、設置運営事業者を社会福祉法人博悠会に決定し、地元業者により工事を行い、9月25日に竣工式を挙行され、今日1日に「フランセーズ悠なかの」が開所いたしました。また、「フランセーズ悠さかえ」に対しましては、管内からの利用希望者の優先入居、食材の地元調達等への配慮を継続的にお願いしているところであります。

次に、当連合の平成24年度事業の執行状況であります。厳しい財政状況が続く中、構成市町村及び関係各位の協力を得ながら、老人ホーム入所者の処遇等の施設運営を始めほぼ順調にここまで事務事業が執行できていると考えております。

平成23年度決算につきましては、入居者の安全を図るためスプリンクラーの設置工事を行うなど、財政状況は引き続き厳しい中、経費節減に努め、各会計とも収支バランスを保ち、事務事業を執行することができました。

なお、介護職員の処遇改善を目的として、平成22年度から開始した介護職員処遇改善交付金事業におきましては、平成23年度も同交付金を活用し、職員の処遇改善を図ったところであります。細部につきましては、各議案の中でご説明申し上げますが、今後ともさらに適正な予算の執行はもとより、効率的な財政運営に努めながら、地域住民のサービスの維持・向上に取り組む所存であります。議員各位におかれましては、より一層格別なご理解、ご協力をお願い申し上げます。

本日、提案いたします議案は補正予算案9件、決算認定9件の合計18件であります。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

3 議席の指定

議長（久保田幸治君） 日程第3、議席の指定をいたします。

議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定いたします。議員の指名と、その議席の番号を事務局長に朗読させます。

（事務局長、議員氏名と議席番号を朗読）

議長（久保田幸治君） 関係する議員は、ただいま指定しました議席へ移動をお願いします。

4 会議録署名議員の指名

議長（久保田幸治君） 日程第4、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、

14番 清水照子 議員

15番 湯本市蔵 議員

を指名いたします。

5 会期等の決定

平成24年第2回北信広域連合議会定例会運営日程（案）

会期:平成24年10月23日（火）～

10月30日（火）

月 日	曜日	時 間	会 議	摘 要
10月23日	火	午前10時	本会議	開会、仮議席の指定、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期等の決定、副議長の選挙、議案提案説明
24日	水		休 会	議案審査のため
25日	木		〃	議案審査のため
26日	金		〃	議案審査のため
27日	土		〃	土曜日のため
28日	日		〃	日曜日のため
29日	月		〃	議案審査のため
30日	火	午後2時30分	本会議	議案質疑、一般質問、討論、採決、閉会

議長（久保田幸治君） 日程第5、会期等の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、お手元に配付いたしました平成24年第2回北信広域連合議会定例会運営日程（案）のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（久保田幸治君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期については、運営日程（案）のとおりと決しました。

6 副議長の選挙について

議長（久保田幸治君） 日程第6、副議長の選挙についてを議題といたします。

副議長につきましては、山岸國廣議員の副議長辞職により、現在、副議長職は空席となっております。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2号の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（久保田幸治君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（久保田幸治君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に竹内卯太郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました竹内卯太郎議員を副議長の当
選人として定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（久保田幸治君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました竹内卯太郎議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました竹内卯太郎議員が議場におられますので、本席から会議
規則第32条第2項の規定により告知いたします。

この際、竹内卯太郎議員のごあいさつをお願いいたします。

竹内卯太郎議員。

（副議長 竹内卯太郎議員 登壇）

副議長（竹内卯太郎君） 中野市議会議長の竹内卯太郎でございます。ただいま当広域連合議
会の副議長に指名推選をされたわけでございますが、もともと私は浅学非才でございますが、
議長の補佐役としてやっていきたいと、こんなふうに思うわけでございますが、よろしくお

願いいたします。(拍手)

議長(久保田幸治君) ありがとうございます。

議事に入る前に、以降議案の「北信広域連合」の部分については省略をさせていただきますので、ご了承をお願いします。

なお、監査委員から報告のありました決算審査の結果は、事前にお手元に配付してありますので、ご了承願います。

-
- 7 議案第 1号 平成24年度北信広域連合一般会計補正予算(第1号)
 - 8 議案第 2号 平成24年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算(第1号)
 - 9 議案第 3号 平成24年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算(第1号)
 - 10 議案第 4号 平成24年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算(第1号)
 - 11 議案第 5号 平成24年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算(第1号)
 - 12 議案第 6号 平成24年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算(第1号)
 - 13 議案第 7号 平成24年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計補正予算(第1号)
 - 14 議案第 8号 平成24年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計補正予算(第1号)
 - 15 議案第 9号 平成24年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算(第1号)

議長(久保田幸治君) 日程第7、議案第1号 平成24年度一般会計補正予算(第1号)から日程第15、議案第9号 平成24年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算(第1号)までの以上、議案9件を一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

小田切広域連合長。

(広域連合長 小田切治世君 登壇)

広域連合長（小田切治世君） 議案第1号から議案第9号までの9件を一括して説明申し上げます。

議案第1号 平成24年度一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案につきましては、補正総額45万9,000円を減額し、補正後の予算総額は3億4,471万5,000円となります。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金では経常経費、介護保険事業費などの確定により645万4,000円の減額となります。

4款繰越金では、平成23年度決算に伴い599万5,000円の増額であります。

歳出につきましては、2款総務費では人事異動などに伴い、80万9,000円の減額、

3款民生費では35万円の増額であります。

次に、議案第2号 平成24年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算（第1号）について。

本案につきましては、補正総額729万5,000円を減額し、補正後の予算総額は4億46万7,000円となります。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金では237万5,000円の減額、内訳は1目一般利用者負担金及び2目短期利用者負担金を減額するもので、入所者の変動、介護報酬の改定などに伴うものであります。

2款県支出金では、額の確定による介護職員処遇改善事業交付金の減額でございます。

5款繰越金では、平成23年度決算に伴い484万8,000円の減額であります。

歳出では、1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費では600万3,000円の減額。主な内容は、1目施設総務費において、人事異動などに伴う人件費の減額、2目施設管理費において旅費等の減額、3目施設生活費において、燃料費及び下水道使用料の増額などです。

3款諸支出金では、財政調整基金積立金129万2,000円を減額するものであります。

次に、議案第3号 平成24年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算（第1号）。

補正総額819万1,000円を追加し、補正後の予算総額は3億2,686万8,000円となります。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金で178万6,000円の増額。内訳は、1目一般利用者負担金を増額し、2目短期利用者負担金を減額するもので、介護報酬の改定、

稼働率の変動などに伴うものであります。

5款繰越金では、平成23年度決算に伴い640万5,000円の増額であります。

歳出では、1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費では、317万1,000円の減額。主な内容は、1目施設総務費において、人事異動などに伴う人件費の減額、2目施設管理費において、工事請負費及び備品の減額、4目保健衛生費において備品、入札差金の減額などです。

3款諸支出金では、財政調整基金積立金1,136万2,000円を増額するものであります。

次に、議案第4号 平成24年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算（第1号）。

補正総額323万4,000円を減額、補正後の予算総額は1億2,163万7,000円となります。

歳入では、1款分担金及び負担金で773万1,000円の減額。内訳は、1目民生費負担金及び2目特定施設利用者負担金を減額するもので、人数の変動、介護サービス利用の変更などに伴うものであります。

5款繰越金では、平成23年度決算に伴い449万7,000円の増額であります。

歳出では、1款民生費1項養護老人ホーム事業費で237万1,000円の増額。主な内訳は、1目施設総務費において、人事異動などに伴う人件費の増額、2目施設管理費において、工事請負費の減額、4目保健衛生費において備品、入札差金の減額などです。

2款諸支出金では、財政調整基金積立金560万5,000円を減額するものであります。

次に、議案第5号 平成24年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算（第1号）。

本案につきましては、補正総額397万9,000円を追加し、補正後の予算総額は2億8,136万8,000円となります。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金で153万円の減額。内訳は、1目一般利用者負担金を減額するもので、介護報酬の改定、個別機能訓練加算の算定減などに伴うものであります。

2款県支出金では、額の確定に伴い、介護職員処遇改善事業交付金を減額するものであります。

5款繰越金では、平成23年度決算に伴い554万3,000円の増額であります。

歳出では、1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費で、326万2,000円の増額。

主な内訳は、1目施設総務費において、人事異動などに伴う人件費の増額、2目施設管理費において修繕費を増額し、旅費等を減額、3目施設生活費において燃料費の増額などであり
ます。

3款諸支出金では、財政調整基金積立金71万7,000円を増額するものであります。

次に、議案第6号 平成24年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算（第1号）。

補正総額365万9,000円を追加し、補正後の予算総額は1億3,483万
1,000円となります。

歳入では、1款分担金及び負担金で201万5,000円の減額。内訳は、1目民生費負
担金及び2目特定施設利用者負担金の減額をするもので、人数の変動、介護サービス利用の
変更などに伴うものであります。

5款繰越金では、平成23年度決算に伴い567万4,000円の増額であります。

歳出では、1款民生費1項養護老人ホーム事業費では、59万7,000円の増額。主な
内訳は、1目施設総務費において、人事異動などに伴う人件費の減額等、2目施設管理費に
おいて修繕料、3目施設生活費において、燃料費の増額などであります。

2款諸支出金では、財政調整基金積立金306万2,000円を増額するものであります。

次に、議案第7号 平成24年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計補正予算
（第1号）。

補正総額100万円を減額し、補正後の予算総額は3億3,860万円となります。

歳入では、1款分担金及び負担金で71万2,000円の増額。内訳は、1目一般利用者
負担金の減額、2目短期利用者負担金の増額をするもので、介護報酬の改定、ショートステ
イの稼働率の変動などに伴うものであります。

5款繰越金では、平成23年度決算に伴い171万2,000円の減額であります。

歳出では、1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費で847万5,000円の減額。主
な内訳は、1目施設総務費において人事異動などに伴う人件費の減額、2目施設管理費にお
いて旅費及び会議等出席負担金の減額、3目施設生活費において燃料費の増額であります。

3款諸支出金、基金費では財政調整基金積立金747万5,000円を増額するものであ
ります。

次に、議案第8号 平成24年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計補正予算（第
1号）。

補正総額896万7,000円を減額し、補正後の予算総額は2億9,270万

3, 000円となります。

歳入では、1款分担金及び負担金で702万5,000円の減額。内訳は、1目一般利用者負担金及び2目短期利用者負担金を減額するもので、介護報酬の改定、稼働率の変動などに伴うものであります。

2款県支出金では額の確定に伴う介護職員処遇改善事業交付金の減額であります。

5款繰越金では、平成23年度決算に伴い208万3,000円の減額。

6款諸収入では23万5,000円の増額であります。

歳出では、1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費で445万9,000円の増額。主な内訳は、1目施設総務費において人事異動などに伴う人件費の減額、2目施設管理費において修繕料及び備品購入費を増額し、旅費等の減額、3目施設生活費において、燃料費の増額などであります。

3款諸支出金では、財政調整基金積立金1,342万6,000円を減額するものでございます。

次に、議案第9号 平成24年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算(第1号)。

補正総額650万1,000円を追加し、補正後の予算総額は3億4,061万5,000円となります。

歳入では、1款分担金及び負担金で189万7,000円の増額。内訳は、1目一般利用者負担金を増額するもので、介護報酬の改定、介護度の変動などに伴うものであります。

5款繰入金では、1目財政調整基金繰入金で387万9,000円の増額。

6款繰越金では、平成23年度決算に伴い72万5,000円の増額であります。

歳出では、1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費で650万1,000円の増額。主な内訳は、1目施設総務費において、人事異動などに伴う人件費の減額及び賃金の増額、2目施設管理費におきまして借上料、旅費等及び備品入札差金による減額などであります。

以上、9議案につきまして一括して説明を申し上げました。よろしくご審議をお願いいたします。

16 議案第10号 平成23年度北信広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

17 議案第11号 平成23年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定について

18 議案第12号 平成23年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入

歳出決算認定について

- 19 議案第13号 平成23年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 20 議案第14号 平成23年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 21 議案第15号 平成23年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 22 議案第16号 平成23年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 23 議案第17号 平成23年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 24 議案第18号 平成23年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（久保田幸治君） 日程第16 議案第10号 平成23年度一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第24 議案第18号 平成23年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの以上議案9件を、一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

小田切広域連合長。

（広域連合長 小田切治世君 登壇）

広域連合長（小田切治世君） 議案第10号から議案第18号までの9件を一括して説明申し上げます。

なお、お手元に平成23年度決算書とあわせて、平成23年度事業実績並びに主要施策成果説明書を配付してありますので、また後ほどご覧いただきたいと思います。

それでは、決算書に基づきまして説明させていただきます。

初めに、議案第10号 平成23年度一般会計歳入歳出決算。

決算規模は、予算総額3億4,515万8,000円に対し、歳入総額3億4,506万9,569円、歳出総額3億3,763万4,310円で、歳入歳出差し引き743万5,259円の剰余でありました。

それでは、歳入歳出決算の主なものについて申し上げます。

歳入では、分担金及び負担金が2億301万余円、繰入金は1億2,394万余円。これらは各施設特別会計からの施設建設時の起債償還金返済分及び事務局人件費などであります。

次に、歳出について、議会費が36万余円であります。

総務費は、事務局職員人件費など9,487万余円であります。

民生費は、4,352万余円で、このうち介護認定審査事務に要した経費が1,777万余円であります。

衛生費は、病院群輪番制病院運営事業補助金で、北信総合病院及び飯山赤十字病院への休日・夜間の救急医療の運営費3,373万円であります。

公債費は、1億6,514万余円、平成23年度末の広域連合債の現在高は8億6,419万余円であります。

次に、議案第11号 平成23年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算について。

決算規模につきまして、予算総額4億1,283万円に対し、歳入総額4億1,102万8,504円、歳出総額4億387万5,939円で、歳入歳出差し引き715万2,565円の剰余です。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金3億8,781万余円であります。

次に歳出について、一般利用者及び短期利用者の処遇に係る費用でありまして、施設総務費2億9,322万余円、施設管理費1,250万余円、施設生活費6,878万余円、保健衛生費202万余円であります。

次に、議案第12号 平成23年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算について。

予算総額3億6,514万9,000円に対し、歳入総額3億5,835万3,343円、歳出総額3億4,194万8,059円で、歳入歳出差し引き1,640万5,284円の剰余です。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金3億952万余円であります。

歳出では、特別養護老人ホームの一般利用者及び短期利用者の処遇に係る費用でありまして、施設総務費2億2,556万余円、施設管理費4,920万余円、施設生活費5,012万余円、保健衛生費104万余円であります。

次に、議案第13号 平成23年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算について。

予算総額1億3,841万7,000円に対し、歳入総額1億2,791万4,958円、歳出総額1億2,241万7,284円で、歳入歳出差し引き549万7,674円の剰余です。

歳入の主なものは、老人保護措置費及び特定施設利用者負担金1億1,801万余円であります。

歳出では、養護老人ホームの入所者の処遇に係る費用で、施設総務費7,039万余円、施設管理費1,668万余円、施設生活費2,883万余円、保健衛生費50万余円であります。

次に、議案第14号 平成23年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算について。

予算総額3億1,990万9,000円に対し、歳入総額3億1,890万4,771円で、歳出総額3億736万880円で、歳入歳出差し引き1,154万3,891円の剰余です。

歳入では、介護保険利用者負担金2億6,425万余円であります。

歳出では、特別養護老人ホームの一般利用者及び短期利用者の処遇に係る費用で、施設総務費2億215万余円、施設管理費5,121万余円、施設生活費4,784万余円、保健衛生費73万余円あります。

議案第15号 平成23年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算について。

予算総額1億6,137万円に対し、歳入総額1億6,120万737円、歳出総額1億5,302万5,936円で、歳入歳出差し引き817万4,801円の剰余です。

歳入の主なものは、老人保護措置費及び特定施設利用者負担金1億2,949万余円あります。

歳出では、養護老人ホームの入所者の処遇に係る費用で、施設総務費7,408万余円、施設管理費3,863万余円、施設生活費3,328万余円、保健衛生費43万余円あります。

次に、議案第16号 平成23年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算について。

予算総額3億8,581万円に対し、歳入総額3億6,942万3,263円、歳出総額3億6,513万4,518円で、歳入歳出差し引き428万8,745円の剰余です。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金3億3,473万余円あります。

歳出では、特別養護老人ホームの一般利用者及び短期利用者の処遇に係る費用で、施設総務費 2 億 7, 3 5 3 万余円、施設管理費 3, 6 6 2 万余円、施設生活費 5, 2 6 5 万余円、保健衛生費 1 3 0 万余円であります。

次に、議案第 1 7 号 平成 2 3 年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計歳入歳出決算について。

予算総額 3 億 1, 0 1 5 万円に対し、歳入総額 3 億 4 4 5 万 1, 8 4 1 円、歳出総額 2 億 9, 6 5 3 万 3, 9 1 6 円で歳入歳出差し引き 7 9 1 万 7, 9 2 5 円の剰余です。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金 2 億 8, 0 6 0 万余円であります。

歳出では、特別養護老人ホームの一般利用者及び短期利用者の処遇に係る費用で、施設総務費 2 億 9 9 1 万余円、施設管理費 1, 2 8 1 万余円、施設生活費 4, 8 7 4 万余円、保健衛生費 1 1 7 万余円であります。

次に、議案第 1 8 号 平成 2 3 年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算について。

予算総額 3 億 3, 1 6 7 万 8, 0 0 0 円に対し、歳入総額 3 億 2, 7 7 2 万 1, 9 7 1 円、歳出総額 3 億 1, 9 9 9 万 6, 0 4 7 円で、歳入歳出差し引き 7 7 2 万 5, 9 2 4 円の剰余です。

歳入では、介護保険利用者負担金 3 億 2 4 万余円であります。

歳出で、特別養護老人ホームの一般利用者及び短期利用者の処遇に係る費用でありまして、施設総務費 2 億 3, 2 7 5 万余円、施設管理費 1, 0 8 4 万余円、施設生活費 4, 6 8 8 万余円、保健衛生費 1 4 4 万余円でございます。

以上、9 件につきまして、一括説明申し上げます。

各施設の財政調整基金の会計別年度末現在高につきましては、お手元の決算書の 2 3 2 ページ以降をご覧くださいと思います。

各会計の詳細につきましては、事務局次長及び各施設長から補足説明させますので、よろしく願いいたします。

なお、今後とも特別養護老人ホームにつきましては、引き続き健全経営を堅持しながら、施設介護サービスの充実に努めるとともに、計画的な財政調整基金の積み立て、適正な人件費管理及び経費節減を進めていきますので、よろしく願いいたします。

また、監査委員による決算の審査結果につきましては、お手元に配付してございます平成 2 3 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査結果についてのとおり

であります。よろしくご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（久保田幸治君） 続いて、事務局次長及び各施設長において、本案の補足説明がありましたらお願いします。

（事務局次長 挙手）

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（中原美恵子君） 連合長説明に補足いたしまして、最初に、事務局から議案第10号平成23年度一般会計決算につきまして補足説明を申し上げます。

決算書の5ページからの事項別明細書により申し上げます。なお、事業実績並びに主要施策成果説明書は3ページからです。あわせてご覧ください。

まず、決算書6ページからの歳入について主なものを申し上げます。

1款分担金及び負担金につきましては、経常経費、病院群輪番制病院運営事業、介護保険事業、特別養護老人ホーム建設に係る起債償還金、障害者自立支援事業に係る経費を関係市町村から、また公平委員会の経費につきましては、市町村に加えまして、一部事務組合からご負担いただいたものであります。

2款財産収入、地域振興基金の運用収入は823万8,613円であります。なお、平成23年度より一般会計の繰入金と特別会計の繰出金の数値を同じくするため、望岳荘への貸付利子207万3,005円を3款繰入金で会計処理をしております。したがって、地域振興基金の果実の合計は1,031万1,618円となっております。

続きまして、歳出について主なものを申し上げます。

12ページをご覧ください。2款総務費1目一般管理費、職員8人の人件費等です。

16ページ、2目企画費は、支出済額2,236万9,259円です。広域観光ホームページ遊楽ながのの更新管理、観光ポスター、ガイドマップの作成、JR駅ポスターの掲出、観光情報端末の更新等を行っており、地域振興基金393万円を充てております。

22ページをご覧ください。3款民生費1目介護保険総務費は、職員2人の人件費等です。

24ページ、介護認定審査会は147回開催し、5,789件審査を行いました。介護認定システムに地域振興基金637万円を充てております。

26ページをご覧ください。特別養護老人ホームの入所検討委員会は12回開催しており、平成23年度末の待機件数は220件、参考までにこの10月1日現在は221件、うち管内は198件でございました。

障害程度区分認定審査会は、11回開催、審査件数は108件でした。

一般会計につきましては、以上でございます。

(望岳荘施設長 挙手)

議長(久保田幸治君) 望岳荘施設長。

望岳荘施設長(山崎栄喜君) 議案第11号 平成23年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算書につきまして、補足説明申し上げます。

決算書の37ページからの事項別明細書により申し上げます。なお、事業実績並びに主要施策成果説明書は11ページからになります。

まず、決算書38ページ、歳入について主なものを申し上げます。1款分担金及び負担金につきましては、収入済額3億8,781万2,907円であります。定員90名の一般利用者及び定員6名の短期利用者にかかわる保険者及び利用者からの負担金であります。

次に歳出ですが、1項1目施設総務費は一般職員27名の人件費ほか嘱託職員、臨時・パート職員の報酬、賃金等であります。

2目施設管理費は、支出済額1,250万9,774円です。定例的な維持管理費のほか、平成23年度は地上デジタル放送対応のため、テレビ6台の買い替えを行いました。

3目施設生活費は、支出済額6,878万4,741円です。居住施設の維持、食事の賄い材料の購入のほか、平成23年度は電動ベッド3台、エアマットを同じく3台の更新等を行いました。

次に、3款の諸支出金につきましては、財政調整基金へ2,732万5,000円の積み立てを行ったものでございます。

なお、最後に入所者の状況ですが、年度中に入所された方が20名、退所をされた方が同じく20名でございます。細部につきましては、説明書に介護度別、市町村別内訳等を記載しておりますので、ご確認ください。以上です。

(高社寮施設長 挙手)

議長(久保田幸治君) 高社寮施設長。

高社寮施設長(郷道隆志君) それでは続きまして、議案第12号 平成23年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計につきまして、補足説明申し上げます。

まず、決算書の61ページからの事項別明細書により申し上げます。なお、事業実績並びに主要施策成果説明書は、19ページからとなっておりますので、よろしく申し上げます。

決算書の62ページをお願いします。歳入について主なものを申し上げます。1款分担金

及び負担金につきましては、収入済額3億952万1,744円でございます。これにつきましては、定員70名の一般利用者及び定員6名の短期利用者の保険者及び利用者からの負担金でございます。

次に歳出ですが、70ページ、1項1目施設総務費は、一般職28人の人件費のほか、嘱託職員、臨時・パート職員の報酬、賃金等でございます。

2目施設管理費は、支出済額4,920万8,207円でございます。定例的な維持管理費のほか、平成23年度は利用者の安心・安全確保のため、スプリンクラー設備設置、防犯カメラ設置等の工事を行い、利用者の生活向上のため食器消毒保管庫、テレビ、フードプロセッサ等の備品を購入いたしました。

3目の施設生活費は、支出済額5,012万4,652円です。居住施設の維持、食事の賄い材料等のほか、利用者の生活環境向上のため電動ベッド、リクライニング式車いすを購入いたしました。

次に、3款諸支出金につきましては、財政調整基金へ1,600万円の積み立てを行ったものでございます。

なお、入所者の状況でございますが、年度中に入所された方は12名、退所された方は12名でございます。細部につきましては、説明書に介護度別、市町村別内訳等を記載してございますので、ご確認ください。特養は、以上です。

続きまして、議案第13号 平成23年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計について補足説明申し上げます。

決算書の87ページからの事項別明細書により申し上げます。なお、事業実績並びに主要施策成果説明書は29ページからとなっておりますので、よろしく申し上げます。

決算書の88ページをお願いします。歳入につきまして主なものを申し上げます。1款分担金及び負担金につきましては、収入済額1億1,801万2,173円でございます。これにつきましては定員50名の一般利用者に係る市町村、保険者及び利用者からの負担金でございます。

次に歳出ですが、94ページ、1項1目施設総務費は、一般職8人の人件費のほか、嘱託職員、臨時・パート職員の報酬、賃金等でございます。

2目施設管理費は、支出済額1,668万7,064円でございます。定例的な維持管理費のほか、平成23年度は利用者の安心・安全確保のため、スプリンクラー設備設置、浴槽改修、分電盤容量増、防犯カメラ設置等の工事を行い、利用者の生活向上のため食器消毒保

管庫、テレビ、フードプロセッサー等を購入いたしました。

3目施設生活費は、支出済額2,883万3,838円です。居住施設の維持、食事の賄い材料等を購入いたしました。

次に、2款諸支出金につきましては、財政調整基金へ600万円の積み立てを行ったものでございます。

なお、入所者の状況ですが、年度中に入所された方は4名、退所された方は6名でございます。細部につきましては、説明書に介護度別、市町村別内訳等を記載してございますので、ご覧いただきたいと思っております。

高社寮につきましては以上です。

(千曲荘施設長 挙手)

議長(久保田幸治君) 千曲荘施設長。

千曲荘施設長(松木隆一君) 議案第14号 平成23年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計につきまして、補足説明を申し上げます。

決算書の109ページからの事項別明細書により申し上げます。なお、事業実績並びに主要施策成果説明書は35ページからになります。

まず決算書110ページをお願いします。歳入について主なものを申し上げます。1款分担金及び負担金につきましては、収入済額2億6,425万4,273円であります。定員60名の一般利用者及び定員6名の短期利用者に係る保険者及び利用者からの負担金であります。

112ページになりますが、5款繰入金につきましてはスプリンクラー設備設置工事のため、基金より4,140万円を繰り入れました。

次に歳出について主なものを申し上げます。116ページをお願いいたします。1項1目施設総務費の支出済額は2億215万4,208円は、一般職25人の人件費のほか、嘱託職員、臨時・パート職員の報酬、賃金が主なものであります。

118ページ、2目の施設管理費支出済額5,121万6,218円であります。特に養護と按分でございますが、スプリンクラーの設備設置工事4,080万3,362円、来客用女子トイレ改修工事20万8,431円、おむつ交換車購入23万3,100円のほか、通常の施設の維持管理費、そして事務費等であります。

122ページをお願いいたします。3目施設生活費支出済額4,784万8,435円です。居住施設の維持及び管理費、食費の賄い材料のほか、利用者の利便向上と備品更新のた

めエアマット3台、スイング式車いす2台、電動ベッド5台、食事介助テーブル1台を購入又は更新をいたしました。

124ページをお願いいたします。3款諸支出金につきましては、財政調整基金へ540万円の積み立てを行ったものであります。

最後に、入所者の状況であります。年度中に入所された方が19名、退所された方が19名でございます。

続きまして、議案第15号 平成23年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計につきまして補足説明を申し上げます。

決算書の133ページからの事項別明細書により申し上げます。なお、事業実績並びに主要施策成果説明書は43ページからになります。

まず決算書134ページをお願いいたします。歳入について主なものを申し上げます。1款分担金及び負担金につきましては、収入済額1億2,949万3,642円であります。定員50名に係る老人保護措置費及び特定施設利用者の負担金であります。

136ページ、5款繰入金につきましてはスプリンクラー設備設置工事のため、基金より2,550万円を繰り入れました。

次に、歳出について主なものを申し上げます。140ページをお願いいたします。1項1目施設総務費7,408万1,208円は、一般職8人の人件費のほか、嘱託職員、臨時・パート職員の報酬、賃金が主なものであります。

142ページ、2目施設管理費支出済額3,863万4,276円であります。特に先ほども特養で申し上げましたけれども、特養と按分になりますが、スプリンクラー設備設置工事3,091万1,638円、来客用女子トイレ改修工事15万7,903円、居室改修工事三室でございますが、164万8,500円のほか通常の施設の維持管理費、そして事務費等であります。

146ページをお願いいたします。3目施設生活費支出済額3,328万3,707円です。居住施設の維持及び管理費、食事の賄い材料等であります。

148ページをお願いいたします。2款諸支出金につきましては、財政調整基金へ658万7,000円の積み立てを行ったものであります。

入所者の状況でございますが、年度中に入所をされた方が5名、退所された方が4名でございます。

千曲荘は以上であります。

(いで湯の里施設長 挙手)

議長（久保田幸治君） 続いて、いで湯の里施設長、お願いします。

いで湯の里施設長（小坂保夫君） 続きまして議案第16号 平成23年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計につきまして、補足説明を申し上げます。

決算書の155ページからの事項別明細書により申し上げます。なお、事業実績並びに主要施策成果説明書は49ページからでございます。

まず、決算書156ページをご覧ください。歳入について主なものを申し上げます。1款分担金及び負担金につきましては、収入済額は3億3,473万3,125円であります。定員70名の一般利用者及び定員10名の短期利用者に係る保険者及び利用者からの負担金であります。

次に歳出ですが、決算書162ページからとなります。1款1項1目施設管理費は一般職28人の人件費ほか、嘱託職員、臨時・パート職員の報酬、賃金等であります。

次に164ページからとなります。2目施設管理費は支出済額3,662万3,847円です。定例的な維持管理費のほか、平成23年度におきましては防火安全対策を強化するためのスプリンクラー設備設置工事と老朽化したエアコンの取り替え工事等を行いました。また、地上デジタルテレビ放送に対応するために、テレビの受像器を購入した等でございます。

次に168ページからとなります。3目施設生活費は支出済額5,265万4,450円です。居住施設の維持、食費の賄い材料費等のほか、老朽化したベッドを更新するため、電動ベッドを購入いたしました。

次に、170ページでございます。3款諸支出金につきましては、財政調整基金へ100万円の積み立てを行ったものであります。

なお、入所者の状況でございますけれども、年度中に入所された方が24名、退所された方が24名です。細部につきましては、説明書に介護度別、市町村別内訳等を記載しておりますので、ご確認ください。

いで湯の里につきましては、以上でございます。

(菜の花苑施設長 挙手)

議長（久保田幸治君） 次に、菜の花苑施設長、お願いします。

菜の花苑施設長（宮澤正樹君） それでは、議案第17号 平成23年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計につきまして、補足説明いたします。

決算書の177ページからの事項別明細書により申し上げます。最初に決算書178ペー

ジ、歳入について主なものを申し上げます。1 款分担金及び負担金につきましては、定員 60 名の一般利用者及び定員 10 名の短期利用者に係る保険者及び利用者からの負担金であります。

なお、179 ページ、1 節保険者負担金 4 万 3, 110 円の収入未済額については市町村からの負担金になりますが、年度をまたいで負担額の修正があったため、未済となりましたが、6 月には収入済みとなっております。それからその下段の 2 節利用者負担金 6 万 8, 626 円の未済額につきましては、身寄りのない方が亡くなり、口座が閉鎖され、引き落としできず未収となったものであります。関係相続人が多数で、かつ所在も広範囲にわたることから相続手続きが煩雑で時間を要しておりますが、引き続き関係者と連絡をとりながら納付に努めてまいりたいと考えております。

次に歳出ですが、184 ページ、1 項 1 目施設総務費については一般職 24 人分の人件費のほか、嘱託職員等々の報酬、賃金などが主であります。

続いて 186 ページ、2 目施設管理費は施設の維持管理にかかわる支出であります。189 ページをお願いいたします。15 節工事請負費 322 万 4, 000 円について、未執行となっております。この内容であります。この内容であります。この内容であります。電話機器の老朽化につき施設内の電話設備の更新を図ろうと工事を計画したものであります。工事設計に当たって詳細に調査した結果、菜の花苑の通信機器については電話システムと、それからナースコールシステムが一体化した機器となっているため、ナースコールを含めあわせて更新しなければ相互運用できないということで、予算的な関係から 23 年度での工事を取りやめ、次年度においてナースコールの更新を含め工事を行うこととしたものであります。

190 ページ、3 目施設生活費は施設の維持、それから入所者の食事の賄い材料等々でございます。

192 ページの下段、3 款諸支出金につきましては、財政調整基金へ 2, 388 万 1, 000 円の積み立てを行ったものであります。

最後になりますが、入所者の状況ですが、年度中における入所、退所者ともに 28 名でございます。

以上であります。

(ふるさと苑施設長 挙手)

議長(久保田幸治君) 続いて、ふるさと苑施設長。

ふるさと苑施設長(上野豊吉君) それではお願いいたします。議案第 18 号 平成 23 年度

特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計につきまして、連合長説明に補足して説明を申し上げます。

決算書の202ページをお願いいたします。なお、事業実績並びに主要施策成果説明書は67ページからお願いいたします。

まず歳入について主なものを申し上げます。1款分担金及び負担金につきましては、収入済額3億24万8,843円。これは定員70名の一般利用者及び定員5名の短期利用者に係る保険者及び利用者からの負担金であります。

なお、収入未済額につきましては、対象者が1名で32万4,572円の納入がありましたけれども、23年度末260万1,133円が滞納となっておる状況でございます。

次に、歳出につきまして208ページをお願いいたします。1款1項1目施設総務費は、一般職26人の人件費のほか、嘱託職員、臨時・パート職員の報酬、賃金等でございます。

210ページをお願いいたします。2目施設管理費では支出済額1,084万115円で、通常の施設の維持管理費、事務費等でございます。また212ページの工事請負費ではエリア間の間仕切りの開放性と利用者の安全性を高めるため、引き戸から折り戸に改修をいたしました。

214ページでございますけれども、備品購入費といたしまして厨房用備品として立型炊飯器、またフードミキサーを各1台更新するとともに、自動体外式除細動器1台を新たに設置いたしました。

3目施設生活費では、支出済額4,688万5,718円で、これは居住施設の維持、食事の賄い材料等のほか、216ページになりますけれども、備品として褥瘡予防のためのマットレス、また利用者の安全確保を図るためセンサーマットを各2台購入をいたしました。

4目保健衛生費では、支出済額144万6,568円で、これは利用者の健康管理に係わる費用として、医薬材料費や利用者の健康検査手数料など、また、利用者の介護度の重度化に対応するため吸引器1台を購入いたしました。

次に、3款諸支出金につきましては、財政調整基金へ2,805万7,000円の積み立てを行ったものであります。

なお、最後に入退所の状況でございますけれども、年度中に入所をされた方は13名、退所された方は14名でございます。細部につきましては、事業実績並びに主要施策成果説明書に介護度別、市町村別内訳等を記載してございますので、ご確認をお願いいたします。

以上です。

議長（久保田幸治君） 以上で、事務局次長、各施設長の補足説明を終わります。

議長（久保田幸治君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（散 会） （午前 1 1 時 2 8 分）

平成24年10月30日（火） 午後2時30分開議

○ 議事日程（第2号）

- 1 議案質疑
 - 2 一般質問
 - 3 討論、採決
 - 4 閉会
-

○ 本日の会議に付した事件 ……… 議事日程に同じ

○ 出席議員 次のとおり（22名）

1番 湯本 實 議員	13番 橋田 君子 議員
2番 荻原 勉 議員	14番 清水 照子 議員
3番 山本 良一 議員	15番 湯本市 蔵 議員
4番 渋川 芳三 議員	16番 高木 尚史 議員
5番 深尾 智計 議員	17番 青木 豊一 議員
6番 竹井 政志 議員	18番 赤津 安正 議員
8番 石澤 正 議員	19番 久保田 三代 議員
9番 水野 晴光 議員	20番 尾澤 正功 議員
10番 湯本 隆英 議員	21番 小淵 茂昭 議員
11番 町田 博文 議員	22番 竹内 卯太郎 議員
12番 水野 英夫 議員	23番 久保田 幸治 議員

○ 欠席議員 次のとおり

なし

○ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

事務局 長 海野 昇 正 主 事 阿部 昌 幸

事務局次長補佐兼総務係長 竹前辰彦 主 査 松永佳子
保険福祉係長 秋元 清

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

広域連合長	小田切 治 世	幹 事	徳 竹 信 治
副広域連合長	足 立 正 則	幹 事	小 林 広 明
副広域連合長	竹 節 義 孝	幹 事	小 林 誠
副広域連合長	芳 川 修 二	幹 事	桑 原 全 利
副広域連合長	富 井 俊 雄	事務局次長	中 原 美 恵 子
副広域連合長	島 田 茂 樹	望岳荘施設長	山 崎 栄 喜
監 査 委 員	上 野 忠 次	高社寮施設長	郷 道 隆 志
副 管 理 者	高 嶋 俊 郎	千曲荘施設長	松 木 隆 一
会 計 管 理 者	小古井 義 治	いで湯の里施設長	小 坂 保 夫
幹 事	田 中 重 雄	菜の花苑施設長	宮 澤 正 樹
幹 事	村 山 芳 広	ふるさと苑施設長	上 野 豊 吉

(開 議) (午後 2時30分)

(開議に先立ち、海野事務局長が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

議長(久保田幸治君) ただいま報告のとおり、出席議員が定数に達しておりますから、本議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程第2号のとおりでありますから、ご了承願います。

1 議案質疑

議長(久保田幸治君) 日程第1 これより議案質疑を行います。

なお、発言に際しては、議案に係る質疑についてのみとし、また回数は、同一議題について3回までとなっておりますので、ご留意をお願いいたします。

議案第1号 平成24年度一般会計補正予算(第1号)についてお願いいたします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(久保田幸治君) 質疑ないようでありますので、次に、議案第2号 平成24年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算(第1号)から、議案第9号 平成24年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算(第1号)までの以上議案8件についてお願いいたします。質疑ありませんか。

(「議長」と呼ぶ声あり)

議長(久保田幸治君) 17番、青木豊一議員。

17番(青木豊一君) 議案第2、3、それから5、6、7、8、9までですか、2件は除いて、関連しておりますので、お伺いしたいというふうに思います。

当補正予算におきましては、数名の職員の減になっているわけですが、その内容につきまして正職員もしくは嘱託職員等の区分別にお伺いしたいと思います。

議長(久保田幸治君) 事務局次長。

事務局次長(中原美恵子君) 特別会計の補正予算の職員の人数の変更についてお答えいたします。まず正規の職員ですけれども、望岳荘で2名減、それから菜の花苑で3名減、ふるさと苑で1名減です。

嘱託職員につきましては、望岳荘で1名増、高社寮で3名増、千曲荘で1名減、特養でよろしいですか、それから菜の花苑で4名増、ふるさと苑で3名増です。

議長(久保田幸治君) ほかにありませんか。17番、青木豊一議員。

17番(青木豊一君) この結果、正職員の比率というようなものはどういうふうになっているかお伺いしたいと思います。

議長(久保田幸治君) 事務局次長。

事務局次長(中原美恵子君) 4月1日現在の人数で申し上げさせていただきたいと思います。正規職員比率は全体で66.1%になっております。

議長(久保田幸治君) 17番、青木豊一議員。

17番(青木豊一君) そういたしますと単純に言いますともっと低いかと思うんですが、66.1%ということは、結果的に代替あるいはまた補充ということで実質的な職員増というのはどのようになっておるのでしょうか。

議長(久保田幸治君) 事務局次長。

事務局次長(中原美恵子君) 今回、補正をお願いしたのは4月1日現在の正規の職員数は23年度と同じ数でございましたが、その後、正規職員が1名減ったところに嘱託職員を

配置したりですとか、あと出産のためのお休みの代替というような部分もございまして、補正をお願いしてございます。

議長（久保田幸治君） ほかにありませんか。よろしいですか。

17番（青木豊一君） ちょっと議長、いいですか。

議長（久保田幸治君） 今度で…。

17番（青木豊一君） 3回というのはわかっているんです。なぜかという、私、聞かなくちゃならない。ちょっとよろしいですか。私がお聞きしているのは補正予算で減額補正してあるわけですから、今の議題というのは補正予算に対する現象でないとお答えにならないんですよ。今、4月1日というのはここであれしたのかと思ったら、そうじゃなくて4月1日というものから、この当初予算の、いわゆる補正では結果的にはマイナスされているんだと、こういうふうにお答えからすると解釈できるわけですね。私はあくまでも新年度の当初予算でなく、この補正されたことに伴った結果はどういうふうに変更があるかということをお聞きしたので、4月1日というのはもう当然補正予算ですから、その段階から減っているかというふうに判断したもので、改めたかったんですけども、そのところをお答えいただきたい。

議長（久保田幸治君） では、今回の補正の中身を。どうぞ。

事務局次長（中原美恵子君） 失礼いたしました。正規職員比率はちょっと補正後のものを持ち合わせてなかったので申しわけなかったんですけども、今回の補正につきましては昨年当初予算を組ませていただいた後の異動でございまして、中途の退職の職員が2カ所ほど、二つの施設にありました。そのかわりに代替として嘱託職員を入れております。それから去年、当初予算を組んだ後、早期の退職が3名ほどございまして、そちらにつきましても嘱託職員で対応させていただいております。以上です。

17番（青木豊一君） 比率としては当然下がるわけですよ。さっき66.1%ということになるわけですが、私がこの補正のやつをやっていくともっと比率が下がるんですよ。基準が違っちゃうもので、こういう数字、私がかむ数字と最後の整合性のところ。

議長（久保田幸治君） 資料を取りに行きますので、しばらく休憩いたします。

（休憩） （午後 2時40分）

（再開） （午後 2時41分）

議長（久保田幸治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局次長。

事務局次長（中原美恵子君） 失礼いたしました。10月補正後の数字としましては正規職員比率は65.3%、ちなみに看護師と介護員さんの正規職員比率だけ申し上げれば73.1%です。以上です。

議長（久保田幸治君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保田幸治君） なければ、次に、議案第10号 平成23年度一般会計歳入歳出決算認定についてお願いいたします。質疑ありますか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（久保田幸治君） 15番、湯本市蔵議員。

15番（湯本市蔵君） 15番、湯本市蔵です。せっかくの機会なので3点ほどお伺いしたいんですが、1点目は決算書の21ページの公平委員会の関係ですけれども、これ支出済額が112万3,000円ということなんですけれども、これは市町村分担金の表、これ31ページにあるんですが、ここの公平委員会の分担金の総額というのが、広域とそれから関係の北衛とか合わせると125万7,000円ばかりになると思うんですが、この歳出の決算と、この分担金のとり方が違うわけですが、この辺の関係を説明をひとつ、お願いしたいと思います。

それから、2点目はページでいくと何ページになるかな、キオスクの関係なんですけど、今年度7台機械を処分して、新しい機械を買われたということで、新しい機械は100万までいかないもので財産の台帳でいくと減の7となっているんですけれども、前の機械はちなみにどのくらいの費用であったのか、わかったらお願いしたいと思います。

それから、3点目はページでいくと19ページの1の積立金のところで、事業の成果説明書の方では13年度に特別養護老人ホーム望岳荘建設事業資金として繰替運用した基金元金の償還分を市中金融機関へ預けたと、こういうふうに書いてあるわけなんですけれども、これここのところに積立金というふうになっておって、それで財産の関係の103か、232ページの表を見ると地域振興基金の総額は10億ということで変わらないので、この積立金ということで基金が増えないのにどういう関係かなと、そこら辺がちょっとわかったらお願いしたいと思います。3点お願いします。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（中原美恵子君） まず1点目の公平委員会の関係でございますけれども、30ページ、31ページに市町村分担金がございます、公平委員会の負担金につきまして

は105万3,000円になっておりますが、その隣に備考として北衛、岳北、岳南からそれぞれ分担金をもらっております。公平委員会分担金につきましては、この三つの合わせた金額が20ページの金額になりますので、お願いしたいと思います。支出済額と合わない金額につきましては、翌年度に繰り越しをさせていただきました。

それから、キオスクの端末の前の機械の1台当たりの単価ということですが、資料を持ち合わせておりませんので、また後でお答えさせていただきます。

それから19ページの積立金は、望岳荘で振替運用していた地域振興基金を9ページの特別会計繰入金として収入しまして、市中金融機関に積み立てたもので、10億円の総額は変わっておりません。

それから、先ほどのキオスクの1台当たりの単価でございますが、平成15年、16年、17年と購入しまして、15年度については1台123万9,000円、16年度は1台125万9,475円、17年度は2台でしたが、1台当たり123万3,750円、タッチパネル式の大きな機械でございましたので、高額でございました。以上です。

議長（久保田幸治君） よろしいですか。15番、湯本市蔵議員。

15番（湯本市蔵君） じゃあ、一応ちょっと確認ですが、公平委員会の関係はそうしますと、今年市町村の分担金は予算どおりに取って、それでことしの決算書を見ると広域分が減額になっているので、そこへ充当ということで理解してよろしいですね。

それと、今の3番目の元金のことなんですけども、財産のところで10億円というのは変わっていないんだから、例えば償還されたから、今度積み立てて10億になるという計算であるとすれば、じゃあ今まで前年度はその分はどこかに貸していた、貸していたのを少々だから残高ということで、要するに内輪で運用しているから貸し付ければ、だって元金は減っているから前年度末が10億切って、望岳荘の方へ貸した分だけ少なければわかるんですけども、前年度末も10億、今年度末も10億だから確かに返ってきたんだ、これ元金だと言われればそうなんだけど、何かそこら辺がちよっとしっくりこないんですけど。10億、10億でいて、その中で裏でまわしているように見えるんですけど、その辺がちよっとはつきりしないので、わかれば。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（中原美恵子君） 基金運用として望岳荘へ1%で貸しているんですけども、その元金はそのままで、利子だけ増で特別会計繰入金の方へ受け入れているという形になります。

議長（久保田幸治君） 15番、湯本市蔵議員。

15番（湯本市蔵君） じゃあ確認ですけども、要するに広域の中で10億円という基金の持ち方はいろんな市中へ貸しているいろんな証書がある。その中に望岳荘に貸し付けているというのがあって、だからその中から望岳荘から返ってきたんだけど、その内訳は変わるけれども、10億円は変わらないと、こういう理解でいいわけですか。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（中原美恵子君） そのとおりです。

議長（久保田幸治君） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保田幸治君） なければ、次に、議案第11号 平成23年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第18号 平成23年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの以上議案8件についてお願いいたします。質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（久保田幸治君） 11番、町田博文議員。

11番（町田博文君） 車いすの件につきまして3点お聞きしたいと思います。

決算書によりますと、高社寮さんがリクライニング式車いす2台、自走式車いす、はね上げ式というのを2台、そして千曲荘さんではスイング式車いす2台、そして菜の花苑さんでリクライニング式車いす1台、チルト式車いす2台、このようにいろんな種類の車いすを買われているんですが、ちょっと具体的にどういうものかというのを教えていただきたいということ。

それでそれを購入する際に、やはり入所者の特定の個人に対して個別の症状に対してそういうのを購入したのか、それともある程度選択の幅を広げる、そういう事情から購入したのかどうかということ。

それから3点目は、足こぎ車いすというのがあるんですが、中枢神経を刺激して非常に効果があるということで、今、私としては注目を浴びているというふうに思っているんですが、そういうのを検討されたのかどうか、この3点についてお願いします。

議長（久保田幸治君） 高社寮施設長。

高社寮施設長（郷道隆志君） 高社寮の郷道です。よろしく申し上げます。うちではリクライニング式が2台と自走式とはね上げ式ということですけども、リクライニング式というの

はいわゆるベッド型になるということで、普通の自走式というのは自分で動かす、一般的な車いすだということになります。やはりそれぞれ入所者がそれぞれの寝たきりの状態とかいろんな状態がございますので、それに合わせて購入していると。ただ、古くなってきますので定期的にやっぱりある程度交換ということもございますので、よろしくお願いします。

議長（久保田幸治君） 千曲荘施設長。

千曲荘施設長（松木隆一君） 千曲荘ではスイング式の車いすなんですけども、利用者の方に合った車いすということでスイング式を取り入れてございます。スイング式というのは足まで上がって、ベッド状になる車いすなんですけれども、一応その人に合った車いすを活用させていただいております。以上です。

議長（久保田幸治君） 菜の花苑施設長。

菜の花苑施設長（宮澤正樹君） 菜の花苑の宮澤ですが、当所の場合は計画的な更新によるものであります。1台と2台と合計3台の更新をお願いしたものであります。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（中原美恵子君） 各施設それぞれで現在ある車いすに補充する形で、もしくは更新という形で購入したものでございますが、この一方のためだけのものではなくて、全体で使用できるというような内容で購入をしているものでございます。

足こぎ車いすにつきましては、また研究してみたいと思います。以上です。

議長（久保田幸治君） よろしいですか。11番、町田博文議員。

11番（町田博文君） 今、チルト式の説明がなかったんですが、どういうものなんでしょうか。

議長（久保田幸治君） 菜の花苑施設長。

菜の花苑施設長（宮澤正樹君） 大変申しわけないんですが、ちょっと私もその辺、詳しいことを存じ上げませんので、また後ほど調べましてお答えしたいというふうに思います。大変どうも恐縮であります。

議長（久保田幸治君） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（久保田幸治君） 16番、高木尚史議員。

16番（高木尚史君） 議案の第12号と13号、高社寮の特養と養護ですが、それぞれ防犯カメラの設備工事を行っております。いろいろと今日的な情勢の中ではさまざまな意見があるところでありますし、プライバシー問題、あるいは施設の管理運営の問題、いろいろとあ

るわけですが、この防犯カメラの設備工事をやらなければならなかった理由と、そして設置をしたことによる効能というものがどういうことがあるのか、そのことについてお問い合わせをしたいと思います。

それと16号のいで湯の里ですが、積立金ですが、当初1,000万円の予算でありますけれども、結果として100万円しか基金として積み立てなかったわけで、900万円が不用額ということになっております。本来ならば900万の不用額を残すということは、当初予算から考えますと考えられないことでありまして、常識的には補正予算という対応をして財政運営をしていくという、そのことが正しいやり道ではなかったのかというふうに思いますけれども、どのような理由で補正もせずに1,000万円が100万円の積み立てになったのか、そのことについてお願いをいたします。

議長（久保田幸治君） 高社寮施設長。

高社寮施設長（郷道隆志君） 高社寮の郷道です。防犯カメラの設備についてお答えを申し上げます。今、高木議員がおっしゃいますように、防犯カメラは現在、このようなご時世の中で賛否両論ございますけれども、高社寮におきましては北側と南側に幹線道路が走っておりますし、そこをいろんな車が通過したり、いろんな人が通過している、いわゆる交通量が非常に激しいということで安心・安全の向上という意味で防犯カメラを設置いたしました。

ただ、プライバシーの話が出ましたけれども、防犯カメラにつきましては中ではなくて外向きということで設置しております。

効能ですが、幸いのところに、効能があつてはいけないんですけれども、幸いのところに、今のところ現時点では特段の効能というものはまだございません。ただ、ない方が幸せかなというふうに思っております。よろしく申し上げます。以上です。

議長（久保田幸治君） いで湯の里施設長。

いで湯の里施設長（小坂保夫君） いで湯の里、小坂でございます。今、議員さんのお尋ねの件につきましては、決算書171ページになろうかと思いますが、いで湯の里の歳出予算の積立金、現計予算1,000万円に対しての900万の不用額ということでございますが、理由でございますけれども、2点あるかというふうに思います。1点につきましては補正の回数が少ないといえますか、10月補正につきましては7月末の収入支出の状況を見ながら補正予算を立てておりまして、年度末までなかなか見通せない部分、できれば基金につきましては何とか積みたいという意思もございまして、一たん下げますと予算がありませんと積み立てができませんので、そんなことが一つ。

それから、もう1点はこの23年度につきましては決算書にも記載してございますけれども、スプリンクラー設備工事を行っております、これに対しまして基金繰り入れで充当しようということになっておりました。スプリンクラーほか工事費を含めると、工事請負費だけで約2,600万の歳出がされております。ただし結果的には基金繰り入れを減らしまして2,000万だけ繰り入れをさせていただきまして、残りにつきましては通常の分担金等を充当して決算を仕上げたということでございます、基金繰り入れを増やしていれば予算執行、不用額も出なかったというふうに思いますが、そのやりくりのところでは結果的に大きな金額が出てしまったということでございます。以上でございます。

議長（久保田幸治君） 16番、高木尚史議員。

16番（高木尚史君） 高社寮の防犯カメラですが、お聞きをいたしますと外部からの侵入というんですか、入退室そのものを一定程度監視をするというカメラだというふうに理解をしますが、ということは施設内にその防犯カメラを、監視カメラを設置をしたのではないというふうに思われるわけですが、そのことを一つ確認をさせていただきたいと思えます。

それと、いで湯の里の基金積立金ですけども、基金のあり方というものをやはりもう少しきちんと対応してほしいなというふうに思うんです。やはり基金というのは繰り入れもそうですけれども、しっかりした目標を持って基金を積み立てているわけですから、そのときの財政の支出の状況などによって、可能であるのか不可能であるのかというのは一定程度見通しがつく機会があると思うんですね。例えば2月の定例議会があるわけですから、その時点で一定程度のやっぴりめどがつくはずだというふうに思うんです。この10月の時期でなくてもね。そのことによって基金の運営をいかにきちんとしたものにしていくのか、体系立てていくのか、そういうやっぴり視点を持った基金の運用の仕方をしていくべきではないかというふうに思うんです。確かにスプリンクラーの工事があつて、基金からの繰り入れを減らした部分、その分というような話もありましたけれども、それはまた別な話だというふうに思うんです。基金はやっぱりあくまでも基金としての対応をどうするのかという根本的な考えを持っていかないと、その都度の時の情勢で積んだり積まなかったりということではならないというふうに思うわけですが、その基金のあり方についてどのような見解を持っているのか改めてお伺いしたいと思います。

議長（久保田幸治君） 高社寮施設長。

高社寮施設長（郷道隆志君） お答えします。高木議員さんのおっしゃるとおり、寮の出入りのところの撮影でして、中の撮影は一切しておりません。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（中原美恵子君） 基金につきましては、連合施設全体としましてできるだけ積むようにということで、以前はおおよそ幾らというようなこともあったようでございますが、予算執行の中でできるだけ積むようにというような、現在はそんな状況になっております。以上です。

議長（久保田幸治君） よろしいですか。

では、先ほどの質問、菜の花苑の施設長から。

菜の花苑施設長（宮澤正樹君） それでは大変すみません。チルト式の車いすなんですけど、背もたれと、それから座る部分が一体的に前後するような車いすということでもあります。こういったものなんですけど、これ自体がこういうふうになる車いすということでもあります。ひとつよろしくをお願いします。

議長（久保田幸治君） よろしいですか。じゃあ、ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（久保田幸治君） 15番、湯本市蔵議員。

15番（湯本市蔵君） 15番、湯本市蔵です。2点お願いしたいと思います。寄附金のことですけれども、養護老人ホーム千曲荘と菜の花苑ですか、特別養護老人ホーム、この2施設に寄附金が合わせて65万ばかりあるんですが、どんな方がどのような趣旨でされたかわかったらお願いをしたいと思います。

それと、ここで聞いていいかどうかちょっとあれなんですけれども、特別養護老人ホームいで湯の里の関係で財産の232ページの土地及び建物という広域連合の財産の調書を見ますと、いで湯の里だけが広域連合の土地ということになっているわけですけれども、この土地代というのは山ノ内町で土地代分ということで、繰り出して、繰り出しというか町で分担しているわけですけれども、このいで湯の里だけが名義が広域連合になっているという関係の理由と、今後これ償還が終わった時点でほかの施設は大体みんな各所在する市町村の名義の土地になっているんじゃないかと思うんですが、そうした場合に山ノ内町で償還が終わったときに、早い話がお金は町で出したけど、財産は広域連合ということなんで、今度は処分するときに、連合から例えば山ノ内町に無償で譲渡するとか、そのような何か約定が入っているのかどうか、その辺をわかったらお願いしたいと思います。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（中原美恵子君） 順番が前後して申しわけありませんが、先に232ページ、

233ページの公有財産の関係についてお答えをしたいと思います。公有財産の土地にいで湯の里があるという、連合の財産として載っているんですけども、これにつきましては施設の建設の際に土地に関して施設の設置場所の市町村が造成をして、無償で連合の貸与するのがこれまでの通例ではありましたが、たまたま千曲荘といて湯の里に関して、各自治体の事情から自治体からの申し出によりまして、広域連合が施設建設の際に借りる起債に土地造成費に係る費用も建設費用に含めて起債を受けることとしたため、償還が終了までの間は土地の名義を北信広域連合としているものでございまして、千曲荘につきましては償還が終わりましたので、平成22年に飯山市へ無償譲渡をしております。いで湯の里につきましても25年で償還が終わりますので、同様の議員さん方のご理解をいただいて、同様の処理がなされるものと思われまます。

議長（久保田幸治君） 千曲荘施設長。

千曲荘施設長（松木隆一君） 決算書136ページの養護老人ホーム千曲荘の寄附金の60万円は何かということなんですけれども、養護老人ホームの利用者の方から60万円の寄附がございました。以上です。

議長（久保田幸治君） 菜の花苑施設長。

菜の花苑施設長（宮澤正樹君） 菜の花苑については家族からの寄附金1件分であります。特に使用目的については、特に指定がない一般寄附であります。

議長（久保田幸治君） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保田幸治君） なければ、以上で議案質疑を終結いたします。

2 一般質問

平成24年第2回北信広域連合議会定例会一般質問発言順位表

発言 順位	件 名	質 問 者		答 弁 者
		議席	氏 名	
1	特別養護老人ホームの運営について	16	高木 尚史	広域連合長
	介護職員処遇改善交付金について			

2	特別養護老人ホームの今後について	17	青木 豊一	広域連合長 代表監査委員
	利用者、家族、働く人が安心出来る施設運営について			

議長（久保田幸治君） 日程第2 これより一般質問を行います。

なお、質問及び答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

本定例会における一般質問の発言順位につきましては、お手元に配付いたしてあります発言順位表のとおりでありますから、ご了承願います。

なお、発言時間は20分というお約束でございますので、時間内に終わりますよう、ご協力をお願いいたしますと思います。

では、順位1番、特別養護老人ホームの運営について、介護職員処遇改善交付金について。16番、高木尚史議員。

（16番 高木尚史君 登壇）

16番（高木尚史君） 16番、高木尚史です。

北信広域連合の事業の中心的な業務は、特別養護老人ホームの運営業務でございます。あるいは養護老人ホームの運営業務にあります。

高齢社会の進行する中で必然的に官であるか、民であるかを問わず介護を担っている皆さんからはさまざまな施設やサービスにその負担の一部を頼らざるを得ない状況にあると言えます。

そこで、まず特別養護老人ホームの運営についてお伺いをいたします。障害や介護度、さらには家庭介護など各種、各様の理由によって施設入所を希望している皆さんがおいでになります。そこで入所待機者の現状についてであります。広域連合管内で社会福祉法人博悠会が運営する2カ所目の施設、「フランセーズ悠なかの」が、連合議会でも議論の経緯がありました。このほど新たに開所をいたしました。このことによって待機者のある程度の解消に結びついていると考えられますが、「フランセーズ悠なかの」の開所による待機者の状況はどう変わったのかお伺いをいたします。また、今後の変動の見込みについてはどのようにしていくのか併せてお伺いをいたします。

次に、介護度の認定と認定状況についてであります。介護認定審査会は平成23年度において147回の審査会を開催して5,789件の審査判定を行っています。その結果、重度

への変更は93%、軽度への変更は7%となっていますが、改めて認定状況の実態はどの
なっているのかお伺いをいたします。

次に、入所検討委員会についてであります。養護老人ホームの入所判定委員会は昨年度
5回開催をして、9件の入所判定を行いました。特別養護老人ホームの入所に関しては月
1回年間12回の入所判定委員会を開催して、219件について優先順位について判定をし
ていました。待機を余儀なくされる皆さんにとっては、入所順位は最も大きな関心事であり
ます。その入所優先順位がどのように決まるのかは、余り知られていないのではないかと
思われます。その基準となる特別養護老人ホームの優先入所基準が、この10月1日から変更
となりました。そこで入所優先順位の変更についての見直しの根拠は何であるのか、お伺い
をいたします。

また、見直しに対する周知などを含めた対応はどのようにされてきたのかお伺いをいたし
ます。

続いて、介護職員処遇改善交付金についてであります。この交付金制度は平成21年
10月から23年度末までの期間、介護職員の処遇改善のために1人当たり、全国平均で
1万5,000円相当額を交付するものであります。当広域連合でも、この交付金制度を活
用して、処遇改善に取り組んできたことは評価されるものと言えます。そこで23年度まで
の交付金総額と処遇改善の実態はどうなっているのかお伺いをいたします。

申し上げましたように、この交付金制度は23年度末までであり、介護報酬の請求は2カ
月おくれとなっていますので、実質5月までとなりますが、いずれにしてもこの制度はな
くなるわけであります。せっかく処遇改善を実施したことが後退してしまうのでは、国の制度
がなくなったからだけでは納得できない問題ではないかと思えます。

そこで、今後の対応はどのようにされるお考えなのか、お伺いをし、質問といたします。

議長（久保田幸治君） 小田切広域連合長。

（広域連合長 小田切治世君 登壇）

広域連合長（小田切治世君） ただいまの高木議員のご質問に対してお答えいたします。

まず初めに、特別養護老人ホームの運営について。特別養護老人ホームの入所待機者の解
消につきましては、喫緊の課題でありましたが、介護サービス施設として「フランセーズ悠
なかの」が開所され、待機者解消の一助となり、高齢者が住みなれた地域の施設に入所でき
るといったニーズにも応えられるものと期待しております。

介護度の認定と認定条件につきましては、要介護認定は、介護保険制度において、介護

サービスの利用者が介護を要する状態であることを公的に認定するものであり、全国統一の基準で行われております。今後も公平かつ的確な審査判定に努めてまいりたいと考えております。

優先入所順位の変更につきましては、県からの通知もあり、地域の実情を踏まえ、より公平で透明性を確保した評価を行うため、見直しをいたしました。待機者の変動、認定状況及び入所検討委員会の細部につきましては、事務局次長から答弁をさせます。

次に、介護職員処遇改善交付金について。平成22年4月から本年3月までに実施した処遇改善につきましては、県から交付された介護職員処遇改善交付金の総額は8,440万余円であり、職員の処遇改善に要した費用は9,346万余円です。差し引き905万余円が当連合の負担となっております。

処遇改善につきましては、平成22年度から国家資格である介護福祉士等を取得した職員に対する特別昇給、嘱託職員の賞与基準月数の引き上げ、臨時職員の時給単価の引き上げ等を行っております。本年4月分からは、交付金ではなく、介護報酬での加算金となっておりますが、改善を行った処遇につきましては、今後も引き続き継続してまいりたいと考えています。

交付金の年度別金額及び処遇改善の細部につきましては、事務局次長から答弁させます。以上です。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（中原美恵子君） 待機者の変動、認定の状況及び入所検討委員会につきまして、広域連合長答弁に補足しましてお答え申し上げます。

「フランセーズ悠なかの」が、今月1日に開所されまして、現在入所の調整が行われており、本入所定員90人に対する19日現在の入所者は88人で、そのうち連合管内につきましては、83人とお聞きしております。今後の変動見込みにつきましては、「フランセーズ悠なかの」と可能な限り管内者を優先すると覚書書を交わしておりますので、待機者解消につながると思います。

認定状況の実態につきましては、平成23年度審査件数は5,789件で、1次判定と、その後の2次判定における介護度の変更率は13.6%、変更された方のうち重度への変更につきましては変更全体の93%、軽度への変更は7%でありました。

介護度別の重度への変更件数を申し上げます。要介護1から2へ168件、同じく3へは2件、要介護2から3へ140件、要介護3から4へ114件、要介護4から5への変更は

136件でありました。

1次判定は、コンピューター判定で、同一の条件のもとにおいて、心身の状況が全く同じ高齢者であれば、必要とされている介護の手間も同じ程度になるとの仮定に基づいて開発をされております。2次判定は介護の手間に係る審査判定で、申請者固有の介護の手間が、特記事項や主治医の意見書の記載内容により変更される場合があります。入所検討委員会につきましては、北信広域連合特別養護老人ホームの入所検討委員会設置要綱に基づき、入所希望者の個別評価を行っており、項目を点数化して算出し、個別評価点をもとに要件を勘案し、総合的に判断をしております。

今回の見直しは、主に個別評価点について地域の実情を踏まえ、より公平で透明性を確保した評価を行うため、見直しを行い実施しております。

見直しの根拠につきましては、本連合のこれまでの配点割合は、県のガイドラインに沿ったものでありましたが、特養の優先入所基準の運用のガイドラインは、同一基準ではないので、地域の実情を踏まえ独自に検討するよう、昨年2月28日付、県より通知がございました。また、委員や市町村からも内容の変更を求める意見もありましたので、昨年5月から1年かけて入所検討委員会の中で、優先入所基準の見直しを検討し、今年1日から新基準により申し込みを開始したところです。

見直しの内容につきましては、大きく3点ございます。まず、在宅利用率の配点を50点から30点に引き下げることにいたしました。これは経済的理由により在宅サービスの利用を制限されてしまう場合もあり、また県通知においても、在宅サービス利用率に最高点が設定されている施設にあつては、病院や老人保健施設等に入院・入所している方と、在宅にいる方との間で客観的な公平性が図れる必要があることから、適正な対応が必要というふうにされたためでございます。

2点目は、介護者等の状況を現行の20点から30点に引き上げました。これは申請者の記入表現で点数に差が出てしまうことが考えられることから、評価項目を細分化し、選択性と透明性を配慮し、かつ県内平均も考慮し引き上げたものです。

3点目ですが、介護度についても県内平均を基に、20点から30点に引き上げを行いました。

見直しに対する対応につきましては、既に旧基準で提出いただいている方につきましては、再審査のため新しい様式での提出をお願いしております。周知につきましては、主な改正点を広域連合の広報紙に掲載するとともに、ホームページに主な改正内容と新様式の掲載を行

いました。

また、管内市町村の居宅介護支援事業所への説明会も実施しております。申込者に対しては、主な改正点及び再審査のため、新様式での提出をお願いする通知をさせていただき、必要により再度申込者へ送付をし、周知をしているところであります。

次に、交付金の年度別金額及び処遇改善につきまして、補足してお答え申し上げます。

平成22年度は、平成22年4月から23年1月までの10カ月間における職員の処遇改善交付金額は3,525万円余で、改善にかかった費用は3,753万余円、差し引き228万余円の負担。また23年度ですが、23年2月から24年1月までの12カ月における交付金額は4,219万余円で、改善にかかった費用は4,831万余円、差し引き611万余円の連合負担。平成24年度、24年2月から3月までの2カ月にかかる交付金額は695万余円で、改善にかかった費用は760万余円、差し引き64万余円の支出であります。

処遇改善は、介護職だけでなく、全職種を対象としており、平成22年度における具体的な改善は、正規職員においては介護福祉士等国家資格取得時及び介護主任等主任昇任時に1号俸の特別昇給を行いました。

嘱託職員においては、賞与基準月数の見直しを行い、6月期支給月数を0.5月から1月に引き上げを行い、採用後3年目からの昇給を、2年目から昇給可能としました。また通勤距離が15キロ以上25キロ未満の職員に対して、支給区分の見直しを行い、正規職員に準じて通勤手当を支給することといたしました。なおまた、平成22年12月賞与時には、嘱託介護職員1人当たり、一時金として原則9万円を支給いたしました。

臨時職員につきましては、時給単価の見直しを行い、介護員、食事介助員については、890円から910円へ、栄養士については900円から920円へ引き上げました。23年度については、一時金支給額が原則2万円となった以外は、継続して改善を行いました。24年度につきましては、一時金の支給を除き、継続して行っております。

以上です。

議長（久保田幸治君） 16番、高木尚史議員。

16番（高木尚史君） それぞれ詳しい内容のご答弁をいただきました。いずれにしても一つは、入所待機者の問題です。「フランセーズ悠なかの」の開所によりまして、管内では現在のところ83人というご答弁でしたが、管内者の優先順位を進めるといふ覚書があるという、そのところからこういう数字が出てきたというふうに思いますが、しかし、まだそれぞれ例

えば、入所待機者が平成24年の3月1日現在では220件の待機者があるというふうに、主要施策成果説明書の中で記載をされています。そのことによって、現在の待機者トータルとして何人程度になっているのか、まずお伺いしたいと思います。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（中原美恵子君） 10月現在の当連合管内の待機者につきましては198人になっております。以上です。

議長（久保田幸治君） 16番、高木尚史議員。

16番（高木尚史君） 10月現在で198人と言いますと、主要施策成果説明書の7ページでいきますと、平成24年の3月31日現在で入所待機件数が220件ですから、そこから83人ですか、単純に引けばどういう数字になるのか。いずれにしても待機者は、それぞれの市町村でも大変大きな問題として、早急に希望する方々が、なるべく希望に沿うような方向で入所されるということが望ましいわけですが、今日的にそれぞれの重度の判定なども含めて、高齢社会がまだまだ進行している状況でありますから難しいかとは思いますが、そのところはきちんと対応していかなければいけないというふうに思っています。

と同時に、介護認定につきましても、先ほどそれぞれ重度への変更の93%の内容について、それぞれ1から2、あるいは1から3というそれぞれの件数ごとにお答えをいただきました。それで23年度と22年度の介護度の変動について比較をいたしますと、やっぱり23年度の方が介護度の重度への変更というのが22年度よりも増えているわけですね。そのことは今日的な状況もいろいろあるでしょうけれども、そういうところにも確実に重度の方が増えつつあるというところだろうというふうに思いますし、同時にそれぞれの施設の入所者の介護度の状況を見ますと、やはりここも22年度よりも23年度の方が平均をして重度の人が増えつつあるという、そういう状況になっているわけですが、そういった介護認定にかかわって、これは全国の統一基準でありますから、この北信広域連合として単独でそこに示唆を入れるというようなことはできないわけですが、しかし後段の優先入所基準の問題もありますけれども、その介護度の問題というのはやはり大きな関心事になっていくわけですね。したがって、その介護認定の審査会、そのものは全国統一としても、その介護度によって優先順位の基準が今回変わるわけですから、そのところは重大な一連の問題として捉えていく必要があるのではないかとこのように思いますが、この22年度、23年度を比較をして、いずれも重度化をしているという状況についてどのようにお考えになっているのか、あるいはどのような状況が今進んでいるのか、その辺の分析をされて

いるのかお伺いをいたします。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（中原美恵子君） 先ほど申しあげました待機者につきましては、10月1日現在でございますので、お願いしたいと思います。

それから、今、議員さんご質問の介護認定審査会の審査の1次判定から2次判定が去年より重くなったということでございますけれども、1次判定から2次判定の変更というか、その状況につきましては、長野県内の3月末の平均とすると変更率9.6%なんですけれども、当連合につきましては13.6%の変更率でございます、その時々介護認定される方の状態がたまたま変更の率が高くなったということだというふうに事務局とすれば認識しております。

あと施設の入居者の方がだんだん介護度が重くなっているという部分につきましては、当連合の施設において大切にお預かりをされていて、たまたま年数によって重くなってきているのかなというふうには私的には考えております。

以上です。

議長（久保田幸治君） 16番、高木尚史議員。

16番（高木尚史君） そのことはいろいろな状況の中で、その時期時期によって、あるいは年齢構成等によっても変動するということは十分わかっているわけですが、いずれにしても、入所を希望している方々にやはりなるべくお待ちをいただかないで、それらの施設等に含めて、利用できるような体制づくりというものも引き続き今後も検討していかなければいけない問題だというふうに指摘をしておきたいというふうに思います。

そして、先ほどもご答弁もありましたけれども、入所検討委員会の設置要綱の問題です。それぞれ要介護度の要介護5が20点から30点、介護者等の状況で単身であり在宅では生活が困難な点数が20点から30点にそれぞれ10点ずつ引き上げられ、在宅サービスの利用率が80%以上が50から30に引き下げられたということになっています。まず、一つは先ほど広報で、あるいはホームページでこのことを周知をしてきたというふうに言われていますが、なかなかそれぞれの要介護度や介護者等の状況、あるいは在宅サービスの利用率等のそれぞれの点数についてですね、なかなか周知をしても理解できないところがあるんじゃないかと思うんです。ホームページも、私も見させていただきました。変更になったという新しいニュースはありますけれども、この検討委員会の設置要綱の例規を見ますと、ここにはまだ改正をされたのではなくて、古いままの要綱が載っております。とすると、

やっぱりそのところはきちんとホームページに掲載をしてあっても、以前の点数でしかないわけですから、そのところはやはりきちんと広域連合として対応をしておかなければいけない大きな問題ではないかというふうに思いますが、早急にこのホームページの中における設置要綱の更新をやはりすべきだというふうに思います。そのところは指摘をしておきたいというふうに思います。

同時に、県がガイドラインに沿って地域の実情を踏まえて透明性を高めるというふうにはなっていますが、なかなかそれぞれの1から4の基準がありますけれども、なぜ20から30に、あるいは50が30にという、そういうふうに加点をされた、あるいは減点をされた理由というのがなかなか見えてこないのではないかというふうに思いますけれども、そのところについて改めてご説明をいただきたいと思います。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（中原美恵子君） まず要介護度20から30に加点をしたというのは、要介護度については日本全国の基準ということで、介護度によって一定程度のお体の状況がわかるということで、30点というふうになんかいろいろな部分を含めましてさせていただいております。

それから、介護者の状況でございますけれども、先ほど議員さんがおっしゃったように、単身であり、在宅では生活が困難というのを20点でしたけれども、その部分を一番高い点数を30点というふうになんかさせていただいて、その30点は一律、一律というか1個で30点ではなくて、その中に10個の項目を設けさせていただきました。ちょっと長くなりますけれども、よろしいでしょうか。

主な介護者の年齢、それから障害または持病のある介護者が介護をされているのか。または介護者の就労、他の介護者の状況はどうなのか。その介護する方が育児とか看護をしている方なのか、あと介護者へのかかわり方はどうか。同居介護補助者の介護はどんな、ほかにいるのかどうか。あと別居している介護補助者がいるかどうか。それから要介護者または介護者の経済的な負担はどうか。あと居住環境はどうかというところで、3点、2点、1点、0点というふうになんか細かく分けさせていただいて、客観的に介護者の状況がわかるようにということで変更をさせていただいております。

それから、在宅サービスの利用率につきましては、当連合が今まで50点ということで県ガイドラインと一緒にしたんですけれども、ほかの部分とか、それからいろんな事情で経済的な事情等で在宅サービスを受けられなくてここまで来たんですけども、施設に入りたいというような方もいらっしゃるしまして、その辺を考慮させていただいて50点から30点に下

げたものでございます。

以上です。

議長（久保田幸治君） 16番、高木尚史議員。

16番（高木尚史君） このやりとりをしていますと、専門的な分野にまで立ち入ってしまいますし、私はそれだけの知識をまだ持ち合わせていませんから、あれですが。例えば在宅サービスの利用率、以前から指摘をされていたわけですよね。在宅の施設サービスを受けていなければなかなか施設に入所させてもらえないという、そういったご不満の声なんかも聞いています。そういう点では50点から30点に下げたというのは一つのハードルを低くしたということだろうというふうに思いますけれども、それぞれに高齢者、あるいは障害者、重度の介護度の皆さん方を介護している皆さん方からすると、今、ご答弁をいただきましたような中身についてはなかなか認識をされていない部分だろうというふうに思いますが、このところはぜひ親切な対応を求めておきたいというふうに思いますが。

同時に10月1日から新しい入所基準になるわけですがけれども、今までに既に申し込んだ方については、もう既に入所の検討をされているわけですがけれども、10月1日からの基準ということは、これから申し込みをされる方だけなのか、あるいは既に申し込みをしているけれども、改めてこの基準によって再検討をして点数が何点になるかによって、あるいはその順位が変動する可能性があるのか、その辺の対応というのはどのようになるのでしょうか。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（中原美恵子君） 10月からの基準の改定については今まで申し込まれた方についても、担当のケアマネージャーさん等を通じまして、新しい基準で提出をし直しをさせていただいております。

新たに提出をされる方については、10月1日から基準が変わるのでということで、新しい基準で出させていただいております。

議長（久保田幸治君） 16番、高木尚史議員。

16番（高木尚史君） ということは、既に10月1日以前に申し込みをされた方が10月1日からの新基準によっては、今まで上位にいた方が下位に、あるいは下位にいた方が上位になる可能性というものが、その中ではあるということ、出現するという事によろしいですか。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（中原美恵子君） まず、すべての方についてやり直してあるわけではないんです

けれども、今現在上位の方については、審査をし直しておりますけれども、余り大きな変化は上位の方については今のところないように思われます。

議長（久保田幸治君） 16番、高木尚史議員。

16番（高木尚史君） そのところが大切なことだろうと思うんですよ。例えば5番目、6番目に維持していた方が例えば9番目、10番目になる可能性がある。あるいは9番目、10番目の方が5番目、6番目に上がる可能性もあるということになりますと、それぞれ申し込みをされた方々によっては、順番をお知らせするようになっていきますよね。何番目ぐら이다という話もちよっと聞いたこともあるんですけども、その中で申し込みをされた方の中で、なぜもっと早く入れるつもりだったけれども、遅れてしまうのかという、そういう疑念の声というものも出てくる可能性があると思うんですけども、その辺の心配は全くないというふうに言っているんですか。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（中原美恵子君） 従来も入所希望者のあなたは何番目ですよということは通知しておりません。ただ入所に該当する場合については、それぞれ施設よりお声がけをさせていただいております。以上です。

議長（久保田幸治君） 16番、高木尚史議員。

16番（高木尚史君） いずれにしても、この新しい優先順位の基準ができましたから、先ほど申し上げましたように、在宅の施設を利用している方々のお話もちよっとさせていただきましたけれども、それぞれの希望する皆さん方の声をぜひ大切にしながら進めていっていただきたいというふうに、求めておきたいというふうに思います。

それと時間もありませんから、介護職員の改善交付金についてです。広域連合としてもご努力をいただいて、広域連合としての単独の上乗せをして処遇改善がされていますけれども、平成24年度からは、新たに、介護報酬改定に基づいて処遇改善をするということになっています。例えば1.2%の介護報酬を上げることで、在宅分が1%、施設分が0.2%ということのようでありましてけれども、この介護報酬の引き上げによって、どの程度この処遇改善交付金と比較をして処遇が改善されるのか、あるいは場合によっては広域連合として単独の措置をしなければいけないのか、その辺の見通しはどうなっているかお伺いいたします。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（中原美恵子君） 処遇改善交付金につきましては、1.2%の加算があるんです

けれども、当初予算を組んだときに試算をしてみたんですけれども、処遇改善加算を2.5%した報酬、それから報酬自体がもともと今回の改定で特に多床室については大きく下がっておりますので、そのところに2.5%を加算すると、ほとんど下がったのと、それから加算で上がったので報酬とすると余り変わりがないというようなところでございますが、県の方からいただいていた交付金自体はまるまる2.5%なくなりますので、その部分について当連合の収入とすると、正直つらいものがあります。でも、職員の皆様には一生懸命当連合でお仕事をさせていただいておりますので、でき得る限り現状を維持していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（久保田幸治君） 16番、高木尚史議員。

16番（高木尚史君） 介護報酬の改定率が1.2%ですが、それぞれのサービスによってその加算があるわけですし、先ほどもご答弁いただきましたように、地域密着型介護老人福祉施設は、2.5%の加算ですよね。そういったところで現在まで行ってきた処遇改善を引き続き、そこを下回らないような対応をしていくという趣旨のご答弁だろうというふうに思います。県が基金として積み立てた交付金制度がなくなりますけれども、いずれにしても今日、大変な高齢社会の中で施設の中でサービスに当たっている皆さん方の処遇改善を、やっぱりしていくべき問題だというふうに思いますし、介護報酬の改定に当たっても、国は看護職員と医療関係職種を初め、必要な人材確保を高じることが必要であるというふうに指摘をしています。そういった人材確保の視点からも、この介護報酬改定の問題もありますけれども、積極的な職員の処遇改善について改めてご答弁をいただいて私の質問を終わります。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（中原美恵子君） 高木議員のご質問ですけれども、我々もできるだけ改善をしたいという思いは、一緒でございます。ただ、いろいろ財布の中身の問題もございしますが、少なくとも現状は維持していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（久保田幸治君） 高木議員、よろしいですね。

16番（高木尚史君） はい、いいです。

議長（久保田幸治君） 以上をもちまして、高木尚史議員の質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩）

（午後 3時55分）

(再開)

(午後 4時05分)

議長(久保田幸治君) 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

順番2番、特別養護老人ホームの今後について。利用者、家族、働く人が安心出来る施設運営について。17番、青木豊一議員の質問を許します。

17番、青木豊一議員。

(17番 青木豊一君 登壇)

17番(青木豊一君) 青木豊一でございます。私は、通告に基づきまして簡潔、明瞭に質問いたします。

最初は、特別養護老人ホームの今後についてであります。とりわけ計画におきましても、公設公営の民営化ということがうたわれているわけであり。こういった問題についてどのように検討され、なおかつ今後、どういう方向に進められようとしているのか。このことについてお伺いしたいというふうに思います。

二つ目は、何よりも特別養護老人ホームは利用者、家族も、そしてまた働く人たちが安心・安全が保障される、そういう施設運営が求められると思います。このことについて答弁を求めて、具体的にどのような方策を講じておられるのか。以上について最初に質問いたしました、あとは自席でお願いします。

以上であります。

議長(久保田幸治君) 小田切広域連合長。

(広域連合長 小田切治世君 登壇)

広域連合長(小田切治世君) ただいまの青木議員のご質問に対してお答えします。

まず初めに特別養護老人ホームの今後について。広域連合が運営している施設を将来的にどのようにすべきかについては、昨年広域保健福祉推進委員会に、作業部会を設置し、研究を行いました。今年度はその研究結果に基づき、構成市町村担当課長を中心とした、広域保健福祉推進委員会において慎重に検討をしております。

部会の経過及び待機者等の細部につきまして事務局次長から答弁をさせます。

次に、利用者、家族、働く人が安心出来る施設運営について。利用者及び家族へのよりよいサービスの提供につきましては、昨年、その人らしい日常生活を送ることができるよう支援することなど、北信広域連合老人福祉施設の基本理念を策定し、さらなる施設運営の向上に努めております。

また、地域住民との協力関係は不可欠であり、夏祭りなどの行事に参加いただき、日常的

に交流を深めており、特に災害等の緊急協力対応につきましては、地域住民との連携による防災訓練を実施し、非常事態に備えております。

細部につきましては事務局次長から答弁させます。

議長（久保田幸治君） 代表監査委員。

代表監査委員（上野忠次君） それでは青木議員の質問にお答えをさせていただきます。

平成23年度の決算審査において、特別会計に係る事項として、施設の運営については長期的な整備を見据え、また施設利用者のさらなる処遇向上を図りながら、引き続き健全経営に努めていただくよう意見を添えさせていただいたところであります。

これは北信広域連合が運営している老人ホームについて、開設後相当の年数が経過している施設もあることから、長期的な視野での整備、具体的には施設利用者に対して安全の確保、利便性の向上等が必要と考え、また利用者の処遇についての向上も必要であるとの見解で申し上げたものであります。

以上であります。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（中原美恵子君） 連合長答弁に補足してお答え申し上げます。

本年10月1日現在における、北信広域連合施設の市町村ごとの待機者及び入所者の実態につきましては、管内待機者は198人であり、中野市94人、飯山市51人、山ノ内町17人、木島平村16人、野沢温泉村14人、栄村6人となっております。

また、管内入所者数416人の市町村内訳につきましては、中野市129人、飯山市132人、山ノ内町77人、木島平村39人、野沢温泉村33人、栄村6人であります。

「フランセーズ悠なかの」が開所したことによる待機者の変動につきましては、高木議員にお答え申し上げたとおりであります。広域連合が運営する施設のあり方につきましては、昨年7回の作業部会を開催し、作業部会としての研究経過を、広域保健福祉推進委員会に報告いたしました。本年度は、その研究経過をもとに慎重に検討を行うとともに、施設の運営形態に係る課題等について、さらに協議をいただいているところであります。

公設公営施設のよい面と問題点につきましては、公設公営の場合のよい面としては行政が関与していることで、問題点については、人件費等の増加が課題と思っております。

次に、利用者、家族、働く人が安心できる施設運営につきまして、連合長答弁に補足してお答え申し上げます。

昨年策定した、北信広域連合の統一基本理念で、一つ目としては、利用者に寄り添い、明

るく家庭的な雰囲気、その人らしい日常生活を送ることができるよう支援する。

二つ目としては、地域と施設の交流により、関係機関との密接な連携を保ちながら地域に開かれた施設。

三つ目として、向上心を持ち、利用者に愛され、信頼される職員となるよう知識と技術の向上に努めるとしており、これらの理念に基づき、各施設の独自性を踏まえながら施設運営の充実に努めております。

利用者の方々が生活しやすい環境としては、利用者の人権を尊重し、常にその方の立場に立って、適切なサービスを行うとともに、施設の改修や、床の高さが変えられるベッドの購入など、計画的に行い、利用者が快適に生活を送っていただくよう努めております。また、地域住民との協力関係につきましては、夏祭りのほか、敬老祝賀会やお茶会などの楽しい行事を、地域住民が一緒になって作っていただいております。保育園児、小中学校の児童・生徒による訪問、グループ活動も、利用者に元気を与え、施設の活気につながっております。こうした多くの交流を今後も推進し、地域に根差した施設づくりを行ってまいります。

職員においては、各種研修等を通じ、資質の向上に努めるとともに、公務員としての倫理と使命について改めて認識させ、利用者及び地域からさらに信頼されるよう、努めてまいります。

以上です。

議長（久保田幸治君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 私は最初にいわゆる公設公営についてお伺いしたいと思いますが、先ほど作業部会でまとめ、そしてまた委員会へ報告されたということでもありますけれども、その具体的なまとめた中身、そしてまた委員会でどのような検討が加えられて、次の部会に進まれたのか、その中身についてお伺いしたいというふうに思います。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（中原美恵子君） 昨年行われた作業部会の中で話し合った中身ということでございますけれども、平成22年からは養護老人ホーム、特別養護老人ホームの増床の関係で検討委員会、建設推進委員会等を行っておりまして、20年ごろ行われていた広域推進委員会の部分につきましては、検討が行われておりませんでしたので、作業部会の中でそのときに戻りまして、内容について職員間で確認をさせていただきました。

作業部会については、各市町村の係長の方々にお集まりをいただきましたので、事務レベルとして内容についての確認をさせていただいたところではございます。

今回、保健福祉推進委員会ということで開催をしておりますが、改めて当時のメンバーと中身が変わっておりますので、当時の中身の確認等をさせていただいているところです。

以上です。

議長（久保田幸治君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 私がお聞きしたいのは、その作業部会で具体的にどういうふうなものを検討されて、どのような形で推進委員会に報告され、その推進委員会での方向と、そして次のところで具体的に検討する内容というものは具体的にはどういうことなのかということをお伺いしたいんです。そこをお聞きしています。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（中原美恵子君） 申しわけございませんが、まだ具体的な話し合いまでは至っておりません。以上です。

議長（久保田幸治君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） もう2年も終わろうとしているわけですけども、出されたものは民設民営の方向ということ結論づけられているわけですよ。ですから、私は民設民営ではなくて公設公営を行うべきだと、こういうことを申し上げてきたわけでありまして。ですから、当然、皆さん方は民営化の方向に具体化されているのか、それともこの議会で議論された、もう一つの方向である公設公営という方向で、作業を進めようとしているのか、そこどころがはっきりしないで、何回会議をやっても、それは具体化というか、方向というのは見えてこないと思うんです。ですから、やはりそのことについて具体的にどう実際作業が進んでいるか、そのことをお伺いしたいと思うんです。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（中原美恵子君） この前のときにも青木議員からお話いただいたとおり、あれから随分たっておりますので、内容につきまして当時の検証といいますか、その部分をまずやらせていただいたのが作業部会でございます。民設民営ですとか、公設公営ですとか、長野県内の状況はどうなのかとか、全国的な動きはどうなのかというところも確認をしていきながら、先ほど答弁で申し上げたとおり、よいと思われる面、悪いと思われる面等もお話をさせていただきながら検討しております。それで建てかえるタイミングはどこなのかということ、そういうことも含めまして適正規模の検討ですとか、それから北信管内の人口の部分ですとか、そういうことを検討しておりますけれども、まだ答えには至っておりません。

以上です。

議長（久保田幸治君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） そういたしますと、施設の規模や場所を検討されているのか、一番大もとになっている公設公営なのか民設民営なのか、そのいずれを選択されようとしているのか、そのことについて簡潔にお伺いしたいと思います。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（中原美恵子君） 民設なのか公設なのかについては、まだ答えが出ておりません。ただ、県下全体の動きとすれば、民設民営が大きな動きだということは、調べる中でわかりました。以上です。

議長（久保田幸治君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 私は、ならばこの23年度の主要成果説明書を見てみますと、例えば年々高齢化が進んでおまして、経管栄養をされる方が非常に多くなっておられます、どの施設においても。これはやはりもう、生きていく限り食を自らの歯でとるというのは、栄養的にも健康的にも、人間の尊厳としても当然のことだと思うんですね。今、そういうふうな中でそれぞれの施設におきまして、高齢化が進む中で経管栄養、あるいはまた常時おむつ化、こういうものが非常に高い状況であるわけです。このことについて、これはなぜこういうことになるのかどうか。先日、全協のときにも車いすに移動する際に、マニュアルどおりにやりたかったけれども、人手がなくて一人で半分でやったと。その結果、事故が起きたということが現実には起きているわけです。

そういう中で、自分たちの地域で生き、生活し、老後を迎えておられる、そういう人たちのこの心情、そしてまた人たちが本当にこの地域にいてよかったというふうな、老後も過ごせる、こういう環境をつくるというのは本連合の重要な使命だというふうに思います。その点について、この23年度の実績をどう評価され、検討されて、そしてまたそうした部会に反映されているのかどうか、そのことについてお伺いしたいと思います。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（中原美恵子君） 全協の中での施設長の発言があったんですけれども、当連合としましては加算をさせていただいて、介護員を配置させていただいておりますので、できる限りのことは入居者にとって、何とかできるだけいい介護ができるという状況で配置はさせていただいているというふうに考えております。

以上です。

議長（久保田幸治君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 例えばですね、排せつで71%が常時おむつ化になっているんです。じゃあ介護度はどうかというと、大体4.5前後ですね。私はやはりそこまでの状態になっているのか、それは一体人手が足りないからそうなるのか、あるいはまた入居者の話では流動食、経管栄養をやられると。そしてその親の姿を見れば、非常にせつないと、こういう声も聞かれるんです。私たちはやはり、この長い間苦勞をされたお年寄りの方々を最大限一人の人間として、そしてしっかり支えていくというのが本連合のあり方だと考えるわけです。このことについて実際に現場としてどういうふうになっているのか、このことについてそれぞれの施設長からお答えを求めたいというふうに思います。

議長（久保田幸治君） 小田切広域連合長。

広域連合長（小田切治世君） 今の青木議員の質問は、公設公営か民営かというその質問とどうリンクするかよくわかりませんが、人間の尊厳を保ったままという話であるなら、経管栄養は本当にそうであるかまでが考えなくてはいけない問題だと思います。

しかし、現実がそうである以上は、連合としては十分その患者さんにとって必要なことはやっているつもりであります。

以上です。

議長（久保田幸治君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 基金の運用状況を見ましても、いわゆる施設整備で1億余円を23年度として支出したわけですが、しかし聞けばほぼ前年度と同額があるという、こういう現状の中でやはり今私たちがチェックしなくちゃならないことは、そういう基金の積み立てをしていくということも一つの方法ですが、しかし施設整備そのものというのは、ある意味では臨時的なものですから、この資金をやはりやっていくということは経営的にはそれはプラスになることは私も十分承知しています。しかし、社会保障政策の重要な柱である、この部分を施設整備にやはりできるだけお金をかけないということは、今日の国や施策からしても極めて困難なわけですが、それだけにやはり一番人間の尊厳と向き合っている、その部分でどういうふうにこの特別養護老人ホームというものを経営していくか、そのために必要な施策は何かということ、現場から上げていただくということが非常に重要だと思うんですが、その辺について現場ではどうなっているのか。

そしてまた先ほどお答えがありませんでしたけれども、施設で現に7割前後の人たちが常時おむつを使用されていると、こういうことが、やはりこれは公設公営でもそういう状況ですから、これは民設民営になればさらにこれが拡大し、あるいは負担増という形にもなりか

ねないと思うんですね。そういう点でこうなる原因というものは、実態がもうそれ以外にはないからそうなのか、費用等、そしてまた人間の、いわゆる働く人たちの手が不足しているから、そういう問題が全くなくて、物理的な問題としてこうなっているのか、そのことについて簡潔にお答えいただきたいというふうに思います。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（中原美恵子君） 私からで恐縮ですけれども、施設整備につきましては昨年スプリングラー工事等もありまして、必要に応じてやらせていただいたところでございます。なお、大事な職員のことだと思うんですけれども、介護の比率は介護保険法によって施設の基準として3対1というふうに定められておりますけれども、当連合は4月1日現在では3対1のところを2.59対1ということで、人の手は十分に入れているというふうに理解をしております。

以上です。

議長（久保田幸治君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） いわゆる施設の実態に対して、どういうふうにそれぞれの皆さん方がお感じに、一番現場でわかるわけだからね。

議長（久保田幸治君） 高社寮施設長。

高社寮施設長（郷道隆志君） 高社寮の郷道です。先週の私が人手が足りないという、その言葉のところからいろんなことが発生するんですけれども、人手が足りない時間帯もあるということでご理解をいただければというふうに思っています。

やはり介護の現場は365日、24時間、それを3対1という介護の基準でやり、またそれ以上の配置の人数が、知っているとおりに、中でやっているわけですけれども、やはり365日、24時間の中では人手の足りない時間帯もあると。ただ、それは人数が足りないということではございませんので、その辺だけちょっとご理解をいただきたいというふうに思っております。

現場では、やはり介護の現場は非常に厳しい中で、議員さんのおっしゃったように、職員はその尊厳を守りながら、利用者に対して誠意努力しているというのが現状でございます。

以上です。

議長（久保田幸治君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 確かに介護の現場は厳しいし、また職員の皆さん方も待ったなしで対応されなきゃならないという、そういう面での厳しさもあることを私も十分承知しておりま

す。だからこそ同じ仕事をされながら正職と嘱託職員では、25%ぐらいの賃金差が出てくると、こういう問題も当然解決しなければならない問題であることは、もう間違いないわけです。ですから、皆さん方はそういう介護という、そしてまた公設公営でやっている中でのこういう難しさを、じゃあこれが民設民営になったらどうなるかという、結果的には結論は、かける時間を減らすか、職員の賃金を引き下げるか、結果的には問題はやはりそういう本人や家族を含めて、マイナス要素をお互いに負の財産を持ち合ってもらうんだと、こういうことでしか、私はならないというふうに思うわけです。ですから、やはり私はこうした介護の実態というものを、これはしようがないと言ったら、これはどうしようもならないですよ。ですから、じゃあそれを防ぐために例えばその、転落防止のためのベッドや施策がどういうふうにやはりおやりになっておられるのかどうか。このことについても、私は率直に言うてお聞きしたいというふうに思うわけでありまして。その点について一つお伺いしたいと思います。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（中原美恵子君） 転落防止の対応ということでございますが、施設長会議におきまして転落防止にならないように、こういうような策があるんだというようなものを各施設にご紹介申し上げて検討をいただいております。

以上です。

議長（久保田幸治君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） ということは現状はそういう施策はされていないというふうに理解してよろしいのか、必要なことはどういう点をやはり改善すればいいのか、そしてまた改善に必要な財源措置も事務局として取れるかどうか、その辺を明確にしておかないとですね、施設長の皆さん方は直接的な責任はどうしても問われるわけですから、財政的にも必要な対応をしっかりとっていただかなければならないと思いますが、その辺についてどう事務局としてお考えかお伺いしたい。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（中原美恵子君） 手すりとか、フックとかというものにつきましては、各施設で対応いただいております。それから各施設それぞれいろいろ施設整備をさせていただいております。居室の改修を行ったり、それからベッド等を購入したり、あとそれぞれの施設によって必要と思われる対応をしておりますし、また全施設共通の部分とも思われるものについては、定時に開催している施設長会議の中において、情報交換をしながら、事務局も共

に考えていく体制になっております。

以上です。

議長（久保田幸治君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 私が聞いているのは、そういう抽象的なことを伺っているんじゃないんです。先ほどのお話では必要な対応ができるように対応してほしいし、事務局としても対応をしてきておられると、そういう答弁を先程されたんです。ところが、今の答弁を聞くと、やっている。じゃあ、具体的にどこの施設とか、あるいはどここの施設と言わなくても、固有名詞がなくてもね、やはり転落防止、あるいは骨折防止等の今当たり前の方向として全国的には始められているわけです。そういうことについて当連合はじゃあ具体的にどう対応されているのか、あるのかないのか、なかったらいつどういうふうにするのか、そこをやはり明確にさせていただきたいと思うんです。

議長（久保田幸治君） 高社寮施設長。

高社寮施設長（郷道隆志君） 高社寮の郷道です。今、青木議員がおっしゃったように、転落防止につきましてはストレッチャーのところにストッパー、あれを各施設で取りつけるようにしてございます。そしてまた移乗の際に骨折等が起きないように、専門用語でいきますと歩行式トランスファーとかですね、そういう情報交換がございますので、その研修会をやっておるといってございます。

議長（久保田幸治君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） このことをあれして、1回1回やってもいけませんから、いずれにいたしましても、もう全国的に常識的なことは当連合としてもぜひ具体化をして、また必要な財政措置をとっていただきたいということを強く求めておきたいと思います。

それから、監査委員にお伺いしたいと思いますけれども、当連合の財政状況からいたしまして民設民営でなければならない。公設公営ではやっていけない。そういうことについてどのようにお考えになっておられるのか、代表監査委員からお答えいただきたいと思います。

議長（久保田幸治君） 代表監査委員。

代表監査委員（上野忠次君） それでは青木議員のご質問ですが、幾つかの選択肢があるかと思いますが、どのようにすべきかということにつきましては、監査委員として申し上げる立場にないというふうに思っております。

以上です。

議長（久保田幸治君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） どのようにするかと、私が聞いているのは、今の基金の状況、あるいは年ごとの監査をされた中でね、そういう公設公営でやっていこうと、そのものはもう関係自治体も大変だよ、負担がかかって。そしてその関係自治体も財政危機になりかねないと、こういう状況なのか、そのところを工夫してやっていけばいいのかどうか、この点について会計、いわゆる監査委員の立場からですね、大いに発言をして、そしておれたちに任せておけというふうにさせていただきたいというふうに思いますが、改めて代表監査委員にお答えを、建てる建てないは最終的にはね、連合長の責任であることはわかっていますが、財政的にどうか、それだけお答えをいただきたい。

議長（久保田幸治君） 代表監査委員。

代表監査委員（上野忠次君） 経営運営自体につきましては監査委員が申し上げる立場にはないというふうに思っております。よろしく申し上げます。

議長（久保田幸治君） 以上をもちまして、青木豊一議員の質問を終結いたします。

3 討論、採決

議長（久保田幸治君） 日程3 討論、採決を行います。

初めに、討論を行います。討論のあります方は、早急に書面をもって、議長の手元まで通告願います。ございませんか。発言通告書は事務局長のところにあります。

（「なし」の声あり）

議長（久保田幸治君） よろしいですね。通告がありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議案第1号 平成24年度一般会計補正予算（第1号）について採決いたします。お諮りいたします。議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（久保田幸治君） 起立全員であります。よって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成24年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立

を求めます。

(起立全員)

議長(久保田幸治君) 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成24年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算(第1号)について採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(久保田幸治君) 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 平成24年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算(第1号)について採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(久保田幸治君) 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 平成24年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算(第1号)について採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(久保田幸治君) 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成24年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算(第1号)について採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（久保田幸治君） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 平成24年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りいたします。議案第7号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（久保田幸治君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成24年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りいたします。議案第8号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（久保田幸治君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 平成24年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（久保田幸治君） 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 平成23年度一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第10号について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（久保田幸治君） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第11号 平成23年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算

認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第11号について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(久保田幸治君) 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第12号 平成23年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第12号について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(久保田幸治君) 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第13号 平成23年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第13号について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(久保田幸治君) 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第14号 平成23年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第14号について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(久保田幸治君) 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第15号 平成23年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第15号について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起

立を求めます。

(起立全員)

議長(久保田幸治君) 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第16号 平成23年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第16号について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(久保田幸治君) 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第17号 平成23年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第17号について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(久保田幸治君) 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第18号 平成23年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第18号について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(久保田幸治君) 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり認定されました。

お諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合により、この際、あらかじめこれを延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保田幸治君) ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

お諮りいたします。ただいま広域連合長から議案第19号 平成24年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第20号 施設における事故に係る和解及び損害賠償の額についての以上議案2件が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（久保田幸治君） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号 平成24年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第20号 施設における事故に係る和解及び損害賠償の額についての以上議案2件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

4 議案第19号 平成24年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算（第2号）

5 議案第20号 北信広域連合施設における事故に係る和解及び損害賠償の額について

議長（久保田幸治君） 議案第19号 平成24年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第20号 施設における事故に係る和解及び損害賠償の額についての以上議案2件を一括して議題といたします。広域連合長から提案理由の説明を求めます。

小田切広域連合長。

（広域連合長 小田切治世君 登壇）

広域連合長（小田切治世君） 議案第19号及び議案第20号を一括してご説明を申し上げます。

まず議案第19号、平成24年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算（第2号）について。本案につきましては、議案第20号で提案いたします事件案に係る保険金の受け入れ、賠償額の支払いに係わる補正で、補正総額100万円を追加し、補正後の予算総額は1億2,263万7,000円となります。

歳入につきましては、6款諸収入2項雑入で社会福祉施設総合賠償保障共済保険金100万円の追加であります。

歳出につきましては、1款民生費1項養護老人ホーム事業費2目施設管理費22節補償補填及び賠償金へ、損害賠償金100万円を追加するものであります。

次に、議案第20号 施設における事故に係る和解及び損害賠償の額につきましては、養護老人ホーム高社寮に措置入所されていた入所者を、施設内において車いすに移乗させる際

に、誤って右大腿骨を骨折させてしまったことに対しまして、相手方との示談が調ったため、和解内容及び損害賠償の額について提案をお願いするものであります。

議案第20号の詳細につきましては、事務局次長から説明いたします。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（中原美恵子君） 連合長説明に補足いたしまして、議案第20号 北信広域連合施設における事故に係る和解及び損害賠償の額につきまして補足説明を申し上げます。

養護老人ホーム高社寮に中野市から措置入所されていた〇〇〇〇様を平成23年10月8日に施設内において、車いすに移乗させる際に、誤って右大腿骨を骨折させてしまいました。

入所者は入院治療後、施設に戻りましたが、事故の約1カ月後に死亡されております。なお、本件骨折と死亡との直接の因果関係はないとのことであります。入所者の親族より、入所者の骨折について損害賠償を求められたため、話し合いを進めておりましたが、このたび示談による和解が成立する運びとなりました。

内容としましては、（1）北信広域連合は法定相続人に対し損害賠償額100万円を支払う。（2）相手方は北信広域連合に対し和解成立後、一切異議、請求の申し立てをしないとの内容となっております。

以上でございます。

議長（久保田幸治君） これより議案質疑を行います。

議案第19号 平成24年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算（第2号）についてお願いいたします。質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保田幸治君） なければ、次に議案第20号 施設における事故に係る和解及び損害賠償の額についてお願いいたします。質疑ありませんか。

15番、湯本市蔵議員。

15番（湯本市蔵君） 15番、湯本市蔵です。内容ではなくて、この議案の形なんですけれども、当事者と和解をし、決定するという事なんです、年に2回しか連合の議会はないわけで、当然和解というのはある程度、当事者と話ができれば速やかに当然やるのが筋なもので、普通の契約の場合は仮契約なりで一応やっておいて、後でこの議会で正式に議決するという形をとるし、それからほかの場合は専決でやって議会で承認するという事なんです

が、今回の場合は本人とは内容は和解でできているけれども、正式にやるのはこの議決をやってからということなんです、それとももう一応仮にやっておいて、それで正式に認めるとのことなんです、その辺をちょっとはつきりさせてください。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（中原美恵子君） 和解契約書につきましては連合議会の議決を経ることを条件として和解をしておりますので、ここでお認めいただいたら正式な和解ということになります。以上です。

議長（久保田幸治君） 16番、高木尚史議員。

16番（高木尚史君） 議案第20号ですが、単純な質問で申しわけございませんが、この表題で老人ホーム高社寮で発生した事故というふうにあります、支出をするのは養護老人ホーム高社寮事業特別会計ですが、このところで養護老人ホームという形になっていないのはどういうわけですか。

議長（久保田幸治君） 事務局次長。

事務局次長（中原美恵子君） 施設名としましては老人ホーム高社寮となっております、高社寮につきましては養護老人ホームと特別養護老人ホームが一緒でございますので、施設名は老人ホーム高社寮ということになっております。

以上です。

議長（久保田幸治君） よろしいですか。ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（久保田幸治君） なければ、次に討論、採決を行います。

初めに討論を行います。討論のあります方は、早急に書面をもって、議長の手元まで通告をお願いします。なお、発言通告書は事務局長のところにあります。

ここで暫時休憩をとりたいと思います。

（休憩） （午後 5時06分）

（再開） （午後 5時06分）

議長（久保田幸治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告がありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。初めに議案第19号 平成24年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

お諮りいたします。議案第19号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起

立を求めます。

(起立全員)

議長（久保田幸治君） 起立全員であります。よって、議案第19号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 施設における事故に係る和解及び損害賠償の額について採決いたします。

お諮りいたします。議案第20号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（久保田幸治君） 起立全員であります。よって、議案第20号については原案のとおり可決されました。

議長（久保田幸治君） 以上で予定した議事は全部終了いたしました。

ここで広域連合長からごあいさつがあります。

小田切広域連合長。

(広域連合長 小田切治世君 登壇)

広域連合長（小田切治世君） 平成24年第2回議会定例会の閉会にあたり、一言御礼のあいさつを申し上げます。10月23日に開会し、本日までの8日間にわたる会期中、議員各位におかれましては慎重にご審議いただき、上程を申し上げました各議案ともそれぞれお認めいただきました。誠にありがとうございました。

私は11月の任期をもちまして、中野市長を退任いたします。また広域連合長の職務につきましても任期での退任となります。招集のあいさつでも触れさせていただきましたが、地域の喫緊の課題でありました、特別養護老人ホームの入所待機者の解消につきましては、任期中の今年1日に「フランセーズ悠なかの」が開所されまして、大変よかったと思っております。これまでの広域連合運営に対しまして、議員各位を初めとする皆様におかれましては、ご理解とご協力をいただきましたことに対しまして、深く感謝申し上げます。

議員各位におかれましては、北信地域発展のために今後ともより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、ご健勝とご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございます。(拍手)

6 閉 会

議長（久保田幸治君） 以上をもちまして、平成24年第2回北信広域連合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（閉 会） （午後 5時10分）

以上会議のてん末を記載し、相違ないことを証明するためここに署名する。

平成24年10月30日

北信広域連合議会

議 長 久保田 幸 治

署名議員 清 水 照 子

署名議員 湯 本 市 蔵